

令和5年12月27日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官



令和3年(ワ)第23302号 国家賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和5年9月15日

判 決

5 横浜市都筑区池辺町3847番地

原 告

大川原化工機株式会社

(以下「原告会社」という。)

同代表者代表取締役

大川原 正 明

10 原 告

大川原 正 明

(以下「原告大川原」という。)

原 告

島 田 順 司

(以下「原告島田」という。)

15 原 告

相 嶋

(以下「原告」という。)

原 告

相 嶋

(以下「原告」という。)

20 原 告

相 嶋

(以下「原告」という。)

上記6名訴訟代理人弁護士

高 田 剛

鄭 一 志

河 村 尚

25

我 妻 崇 明
山 城 在 生
以 元 洋 輔
坂 井 萌

5 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被 告 国

(以下「被告国」という。)

同 代 表 者 法 務 大 臣
同 指 定 代 理 人

小 泉 龍 司
興 水 将 利
江 原 謙 一
古 川 善 健
西 方 俊 平
藤 原 美 咲

10

東京都新宿区西新宿2丁目8番1号

15 被 告 東 京 都

(以下「被告都」という。)

同 代 表 者 知 事
同 指 定 代 理 人

小 池 百 合 子
大 塚 啓 高
河 方 伸 弥
寺 本 孝 規
布 川 尚 基

20

主 文

1 被告国は、原告会社に対し、被告都と連帯して、1億4951万7149円
及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による
25 金員を支払え。

2 被告都は、原告会社に対し、1億5187万8438円及びこれに対する令

和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員（ただし、1億4951万7149円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員の限度で被告国と連帯して）を支払え。

3 被告国は、原告大川原に対し、被告都と連帯して、115万5000円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

4 被告都は、原告大川原に対し、137万5000円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員（ただし、115万5000円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員の限度で被告国と連帯して）を支払え。

5 被告国は、原告島田に対し、被告都と連帯して、363万円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

6 被告都は、原告島田に対し、440万円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員（ただし、363万円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員の限度で被告国と連帯して）を支払え。

7 被告国は、原告■■■■■に対し、被告都と連帯して、207万3580円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

8 被告都は、原告■■■■■に対し、218万3580円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員（ただし、207万3580円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員の限度で被告国と連帯して）を支払え。

9 被告国は、原告■■■■■及び原告■■■■■に対し、被告都と連帯して、それぞれ103万6740円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

- 10 被告都は、原告■■■■及び原告■■■■に対し、それぞれ109万1740円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員（ただし、103万6740円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員の限度で被告国と連帯して）を支払え。
- 5 11 原告らの被告らに対するその余の請求をいずれも棄却する。
- 12 訴訟費用はこれを10分し、その3を被告らの負担とし、その余を原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 10 1 被告らは、原告会社に対し、連帯して2億8005万9104円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 2 被告らは、原告大川原に対し、連帯して5325万円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 15 3 被告らは、原告島田に対し、連帯して5596万5000円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 4 被告らは、原告■■■■に対し、連帯して7700万円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 5 被告らは、原告■■■■及び原告■■■■に対し、連帯して各4950万円及びこれ
20 に対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

第2 事実関係

1 事案の概要

原告会社は、噴霧乾燥に関する技術及び装置の研究、設計及び販売等を業
25 とする株式会社、原告大川原は同社の代表取締役であった者、原告島田は同社の取締役であった者、亡相嶋静夫（以下「亡相嶋」といい、原告大川原、

原告島田及び亡相嶋を併せて「原告大川原ら3名」という。)は同社の顧問であった者である。原告大川原ら3名は、共謀の上、原告会社の業務に関し、外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」という。)の規制物件である噴霧乾燥器を経済産業大臣の許可を得ずに中華人民共和国及び大韓民国に輸出したとの外為法違反の容疑で、警視庁公安部の警察官及び東京地方検察庁所属の検察官により逮捕・勾留請求及び公訴提起され(公訴提起は原告会社も含む。)たが、その後、検察官により公訴が取り消された。

本件は、原告らが、被告都及び被告国に対し、警視庁公安部の警察官による逮捕及び取調べ、並びに検察官による勾留請求及び公訴提起に違法があったなどと主張して、国家賠償法(以下「国賠法」という。)1条1項に基づき、連帯して、①原告会社について名誉及び信用毀損に係る損害等総額2億8005万9104円の損害賠償及びこれに対する訴状送達日の翌日である令和3年9月29日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を、②原告大川原について慰謝料等総額5325万円の損害賠償及びこれに対する訴状送達日の翌日である同日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を、③原告島田について慰謝料等総額5596万5000円の損害賠償及びこれに対する訴状送達日の翌日である同日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を、④亡相嶋の相続人である原告■■■■■について慰謝料等の損害賠償金の相続分等7700万円及びこれに対する訴状送達日の翌日である同日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を、⑤亡相嶋の相続人である原告■■■■■及び原告■■■■■についてそれぞれ慰謝料等の損害賠償金の相続分等4950万円及びこれに対する訴状送達日の翌日である同日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を、それぞれ求める事案である。

2 関係法令等の定め

(1) 外為法

外為法1条は、同法の目的を「外国為替、外国貿易その他の対外取引が自由に行われることを基本とし、対外取引に対し必要最小限の管理又は調整を行うことにより、対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もつて国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与すること」と規定している。また同法48条1項は、同法の目的を達成するための一つとして、「国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出をしようとする者は、政令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない」と規定している。

(2) 輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）

輸出令1条1項は、外為法48条1項の委任を受け、規制の対象となる貨物の種類及び仕向地を輸出令の別表において定めている。

別表第1・3の2の項(2)は、輸出規制の対象となる貨物について「次に掲げる貨物であつて、軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる装置又はその部分品であるもののうち経済産業省令で定める仕様のもの」と規定し、その5の2において「噴霧乾燥器」を列挙し、その対象となる仕向地として「全地域」と規定している。

(3) 輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（以下「本件省令」という。）

本件省令2条の2第2項5号の2は、輸出令別表第1・3の2の項(2)によって規制対象となる噴霧乾燥器の仕様について、以下の全ての要件を満たす必要がある旨規定している。

イ 水分蒸発量が一時間当たり0.4Kg以上400Kg以下のもの

ロ 平均粒子径 10 μ m 以下の製品を製造することが可能なもの又は噴霧乾燥器の最小の部分品の変更で平均粒子径 10 μ m 以下の製品を製造することが可能なもの

ハ 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの（以下「本件要件ハ」という。）

また、本件省令 2 条の 2 第 1 項 2 号は、輸出令別表第 1・3 の 2 の項(1) の委任を受けて、軍用の細菌製剤の原料として用いられる生物、毒素等について、細菌であつて、ウェルシュ菌、コレラ菌、志賀赤痢菌、炭疽菌、腸管出血性大腸菌（O157 等）、ペスト菌、ボツリヌス菌、野兔病菌等に該当するものが含まれる旨規定している。

(4) 経済産業省（以下「経産省」という。）貿易経済協力局作成に係る「輸出貿易管理令の運用について」と題する通達（輸出注意事項 6 2 第 1 1 号・6 2 貿局第 3 2 2 号。以下「本件通達」という。乙 3）

本件通達は、1-1 「輸出の許可」(7) 「輸出令別表第 1 の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可」(イ)において、「輸出令別表第 1 の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。」とした上で、輸出令別表第 1・3 の 2 の「滅菌又は殺菌をすることができるもの」については、「物理的手法（例えば、蒸気の使用）あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるものをいう。」と解釈することを明らかにしている。

3 前提事実（争いのない事実、顕著な事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者

ア 原告会社は、噴霧乾燥に関する技術及び装置の研究、設計及び販売等を業とする株式会社であり、令和 2 年特（わ）第 8 5 8 号外国為替及び外国貿易法違反被告事件（以下「第 1 事件」という。）及び令和 2 年特（わ）

第1327号関税法違反、外国為替及び外国貿易法違反被告事件（以下「第2事件」という。第1事件及び第2事件を併せて「本件各事件」という。）の被告人であった（争いのない事実）。

イ 原告大川原は、本件各事件に係る取調べ、逮捕・勾留請求（以下、本件各事件に係る逮捕を「本件逮捕」、本件各事件に係る勾留請求を「本件勾留請求」といい、両者を併せて「本件逮捕及び勾留請求」という。）及び公訴提起（以下、本件各事件に係る公訴提起を「本件公訴提起」という。）の当時、原告会社の代表取締役であり、本件各事件の被告人であった者である（争いのない事実）。

ウ 原告島田は、第1事件に係る本件逮捕及び勾留請求並びに本件公訴提起の当時、原告会社の取締役であり、本件各事件の被告人であった者である。原告島田は、令和2年3月31日に取締役を辞任している。（争いのない事実、甲1）

エ 亡相嶋は、第1事件に係る本件逮捕及び勾留請求並びに本件公訴提起の当時、原告会社の顧問であり、本件各事件の被告人であった者である。同人は、令和3年2月7日、進行胃癌により死亡した。（争いのない事実、甲56）

オ 原告■■■■は、亡相嶋の妻であり、原告■■■■及び原告■■■■は、亡相嶋の子である（甲57ないし63）。

(2) 原告会社による噴霧乾燥器の輸出

ア 噴霧乾燥器とは、液体や液体・固体の混合物を熱風中に噴霧して、溶媒を蒸発させ粉末を得る装置である（争いのない事実、弁論の全趣旨）。

イ 原告会社は、日本における噴霧乾燥器のリーディングカンパニーとして、国内及び海外（東アジア、東南アジア、ヨーロッパ及び米国）の企業に多くの噴霧乾燥器を納入している（争いのない事実、弁論の全趣旨）。

ウ 原告会社は、平成28年6月2日、原告会社の製造に係るRL-5型噴

霧乾燥器（別紙 1、以下「本件噴霧乾燥器 1」という。）を、ドイツに本社を置く■■■■社の子会社である■■■■に納入するため、中華人民共和国に向けて輸出した（争いのない事実）。

エ 原告会社は、平成 30 年 2 月 21 日、原告会社が製造した L-8 i 型噴霧乾燥器（別紙 2、以下「本件噴霧乾燥器 2」といい、本件噴霧乾燥器 1 及び本件噴霧乾燥器 2 を併せて「本件各噴霧乾燥器」という。）を、原告会社の子会社である■■■■を通じて、■■■■に納入するため大韓民国に向けて輸出した（争いのない事実、弁論の全趣旨）。

オ 本件各噴霧乾燥器は、いずれも本件省令 2 条の 2 第 2 項 5 号の 2 に定める要件イ及びロを満たしている（丙 4、10、弁論の全趣旨）。

他方で、原告会社は、本件各噴霧乾燥器はいずれも本件要件ハ（「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」）を満たしていないため、外為法等における規制対象物件に該当しないとして、経済産業大臣の許可を受けずに輸出を行った（争いのない事実、弁論の全趣旨）。

(3) 捜査機関による本件要件ハの解釈

ア 警視庁公安部は、平成 29 年 5 月頃、本件噴霧乾燥器 1 は本件省令 2 条の 2 第 2 項 5 号の 2 に定める本件要件ハに該当し得ると考え、経済産業大臣の許可を受けずに同噴霧乾燥器を輸出した原告会社の行為は外為法 48 条 1 項に違反している可能性があるとして、捜査を開始した。

イ 警視庁公安部は、本件要件ハの「滅菌又は殺菌をすることができるもの」は、本件通達に従って「物理的手法（例えば、蒸気の使用）あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるもの」と解釈すべきであるとした上で、噴霧乾燥器については、付属の乾燥用ヒーターによる乾熱で内部を温め、結果として装置内部の何らかの細菌を死滅させることができればこれに該当するとした。その上で、本件省令 2 条の 2

第1項2号に列挙されている細菌は全て病原性微生物であることから、乾熱によってこれらのうちいずれか1種類でも死滅させることができれば、「内部の殺菌をすることができるもの」に該当すると解釈した（以下、本件要件ハに係る捜査機関の解釈につき「本件要件ハ捜査機関解釈」という。）。（争いのない事実）

ウ 警視庁公安部は、本件要件ハ捜査機関解釈を前提とした上で、①大腸菌（本件省令2条の2第1項2号に列挙されている細菌の一つ）は乾熱で90℃以上を2時間保てば死滅させることができるとの有識者による実験結果、②本件各噴霧乾燥器は付属のヒーターによって装置内部を110℃以上に保つことができるとの実験結果等から、本件各噴霧乾燥器は本件要件ハに該当すると結論付けた（争いのない事実）。

(4) 本件逮捕及び勾留請求並びに本件公訴提起に至る経緯

ア 警視庁公安部は、平成30年10月3日、外為法違反の被疑事実で、原告会社及び原告大川原らの自宅を捜索し、パソコン、書類（開発・設計に関する書類、受注・輸出等に関する書類、社内の議事録等の書類）、サーバーコンピュータなどを押収した（甲28の1ないし5、争いのない事実）。

イ さらに、警視庁公安部は、平成30年10月3日以降、原告会社の関係者に任意での取調べを求めた。これに対し、原告大川原ら3名のほか、原告会社の従業員ら関係者50名が任意での取調べに応じた。取調べは原告大川原が40回、原告島田が39回、亡相嶋が18回であり、原告会社の関係者に対するものを併せると合計で291回に及んだ。（甲30ないし32、弁論の全趣旨、被告都準備書面(1)〔26頁〕参照）

ウ 第1事件に係る本件逮捕及び勾留請求並びに本件公訴提起

警視庁公安部は、令和2年3月11日、原告大川原ら3名を第1事件に係る外為法違反の被疑事実で通常逮捕（本件逮捕）した。

東京地方検察庁所属の[]検事（以下「[]検事」という。）は、
本件逮捕に引き続き、令和2年3月12日、原告大川原ら3名の本件勾留
請求を行い、東京地方裁判所裁判官は、同月13日、勾留を決定した。さ
らに、同裁判所裁判官は、同月19日、原告大川原ら3名の勾留延長を決
定した。

[]検事は、同月31日、第1事件につき、外為法違反の事実で原告
会社及び原告大川原ら3名を公訴提起（本件公訴提起）した。

（争いのない事実、甲33の1ないし3、甲34）

エ 第2事件に係る本件逮捕及び勾留請求並びに本件公訴提起

警視庁公安部は、令和2年5月26日、原告大川原ら3名を第2事件
に係る外為法違反等の被疑事実で通常逮捕（本件逮捕）した。

[]検事は、本件逮捕に引き続き、同月27日、原告大川原ら3名の
本件勾留請求を行い、東京地方裁判所裁判官は、同月28日、勾留を決
定した。同裁判所裁判官は、同年6月5日、原告大川原ら3名の勾留延
長を決定した。

[]検事は、同月15日、第2事件につき、原告会社及び原告大川原
ら3名を追起訴（本件公訴提起）した。なお、追起訴では、第2事件に
係る外為法違反の事実に加えて、本件各噴霧乾燥器に関し、経済産業大
臣の許可を受ける必要がない貨物であると偽って申告して輸出したとの
関税法違反の事実も併せて公訴提起した。

（争いのない事実、甲35、36）

(5) 原告大川原ら3名の身柄拘束

ア 原告大川原ら3名の弁護人は、第1事件に係る本件公訴提起が行われた
後である令和2年4月6日、原告大川原ら3名に関して、東京地方裁判所
裁判官に保釈を請求したが、同裁判所裁判官は、同月8日、これらの請求
をいずれも却下した（甲37の1ないし3）。

イ その後、原告大川原らの弁護人は、第2事件に係る本件公訴提起が行われた後である令和2年6月18日、同月19日及び同年8月26日にも同様に保釈の請求をしたが、東京地方裁判所裁判官は、これらをいずれも却下した（甲38及び39の各1ないし3）。

5 ウ 亡相嶋は、令和2年9月25日、留置されていた東京拘置所内で貧血の症状を発症し、複数回にわたり輸血処置を受けた。同拘置所の医師は、亡相嶋の便が黒色であったことから消化管出血を疑った。（争いのない事実、甲46）

亡相嶋は、同年10月1日、東京拘置所の医師による内視鏡検査で胃
10 幽門部付近に大きな潰瘍が発見され、病理検査の結果、悪性腫瘍であると診断され、同月7日、当該診断の告知を受けた（甲47、48）。

エ 亡相嶋の弁護人は、治療のため亡相嶋の勾留執行停止を求め、東京地方裁判所裁判官は、令和2年10月16日午前8時から同日午後4時までの勾留執行停止を決定した。亡相嶋は、同日、XXXXXXXXXX病院
15 において診察を受け、進行胃癌であると診断された。

亡相嶋の弁護人は、同月19日、治療に専念するために亡相嶋の保釈を請求したが、東京地方裁判所裁判官は、同請求を却下した。

亡相嶋は、同月28日、同年11月5日から同月20日までの16日間につき、勾留執行停止決定を受けた。その後、同人の弁護人の申立て
20 により勾留執行停止期間は順次延長された。

（争いのない事実、甲41、51ないし55、弁論の全趣旨）

オ 原告大川原及び原告島田は、令和3年2月5日、保釈された。

原告大川原は、上記保釈に係る条件（以下「保釈条件」という。）として原告会社の関係者に対し、弁護人を介するもの以外の接触を原則禁止
25 （一部、原告会社の従業員2名との本件事件との関わりのない決済業務等は除く。）され、また、原告会社及びその関連施設への立入りも禁止され

た。

原告島田についても、上記保釈に係る保釈条件として原告会社の関係者に対し、弁護人を介するもの以外の接触を禁止され、また、原告会社及びその関連施設への立入りも禁止された。

5

(争いのない事実、甲45の1・2)

カ 亡相嶋は、勾留執行停止中の令和3年2月7日、進行胃癌のため死亡した(甲56)。

(6) 本件公訴提起後

10

ア 東京地方裁判所は、第1事件につき令和2年4月27日に、第2事件につき同年6月23日に、それぞれ公判前整理手続に付する決定をした(甲64の1・2)。

15

イ 東京地方裁判所は、検察官及び弁護人との間で、令和2年10月5日から令和3年5月28日までの間に、本件各事件に関して8回の打合わせ期日を開き、同年7月及び8月中に証人尋問を行うための公判期日を取り決めるとともに、同年6月23日を公判前整理手続期日として指定した(甲65ないし72)。

20

ウ 公判担当であった東京地方検察庁所属の[]検事(以下「[]検事」という。)は、令和3年6月18日に「進行に関する上申書」(甲104)を、同月21日に同書面に関する補足として「進行に関する上申書②」(甲105)を提出し、適切な冒頭陳述や主張立証活動を行うことが困難である等の理由から従前の打合わせ期日で取り決めた全ての公判期日を2か月程度延期することを求めた(争いのない事実)。

25

エ 令和3年7月16日、第2回公判前整理手続期日が開かれ、裁判所、検察官及び弁護人の間で、同年8月3日午前を第3回公判前整理手続期日、同日午後を第1回公判期日、同月5日を第2回公判期日とすることが確認され、さらに、検察官は同年7月中に主張関連証拠開示請求の対象となつ

ている証拠について任意開示を行う予定であることを明らかにした（甲74）。

オ ■■■ 検事は、令和3年7月30日、東京地方裁判所に対し、本件各噴霧乾燥器が規制対象物件であることの立証が困難と判断された旨の理由を示した上で、本件各事件について公訴取消し（刑事訴訟法257条）を申し立てた（甲108）。

(7) 公訴棄却

東京地方裁判所は、検察官の申立てを受けて、令和3年8月2日、本件各事件について公訴棄却決定を行い（刑事訴訟法339条1項3号）、予定されていた第1回公判期日及び第2回公判期日を取り消した（甲108、111、112）。

4 争点

(1) 本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに該当するか否か

ア 「殺菌」に「乾熱殺菌」が含まれるとの判断が不合理といえるか（争点(1)）

イ 本件省令2条の2第1項2号に規定された細菌の一種類でも殺菌することができれば足りると判断したことが不合理といえるか（争点(2)）

ウ 曝露防止のための構造を備えていることが規制要件でないと判断したことが不合理といえるか（争点(3)）

以下、争点(1)ないし(3)を併せて「本件要件ハ捜査機関解釈を採用したことが不合理といえるか」とする。

エ 本件噴霧乾燥器1内部の最も温度が上がらない箇所（以下「最低温箇所」という。）を「バグフィルタの下部」と特定したこと及び本件噴霧乾燥器2内部の最低温箇所を装置末端の排風機後にあるダクト（以下「ダクト内」という。）と特定したことが不合理といえるか（争点(4)）

オ 噴霧乾燥器により粉体化された細菌を用いた実験を実施しなかったこと

が不合理といえるか（争点(5)）

以下、争点(4)及び(5)を併せて「本件要件ハ捜査機関解釈を前提に本件各噴霧乾燥器が規制対象に当たると判断したことが不合理といえるか」とする。

- 5 (2) 原告島田に対する取調べの違法性（争点(6)）
- (3) 原告島田の弁解録取書作成の違法性（争点(7)）
- (4) 損害の発生及び損害額（争点(8)）

5 争点に関する当事者の主張の要旨

- (1) 争点(1)（「殺菌」に「乾熱殺菌」が含まれるとの判断が不合理といえるか）について

10 (原告らの主張の要旨)

ア 警視庁公安部の判断

(ア) オーストラリア・グループ（以下「AG」という。）は、生物・化学兵器開発・製造に使用し得る関連汎用品及び技術の輸出管理を通じて、生物化学兵器の拡散を防止することを目的とする国際輸出管理レジームであり、日本を含む42か国及びEUが参加する。AGは、平成24年に開催された会議において、噴霧乾燥器を、生物化学兵器の製造等に転用されるおそれのあるものとして規制対象とすることを合意した（以下「AG合意」という。）。AG合意を受け、我が国においても平成25年10月15日に輸出令及び本件省令が改正され、噴霧乾燥器が規制対象に追加された。

(イ) 経産省は、上記輸出令及び本件省令の改正について、国際輸出管理レジームにおける合意に沿ったものである旨を説明し本件要件ハ（AG合意iii（「capable of being sterilized or disinfected in situ」）に対応する要件）「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」を規定した。もともと、本件要件ハに係る「殺菌」は、外為法

及び関係法令上明確な定義は存在しない。

外為法による輸出管理規制は、AG合意に基づきこれを国内法化したものであるから各規制要件の解釈に当たっては、原則としてAG合意の内容に従うのが相当である。

5 (ウ) AGにおける合意事項を列記した共通規制リスト (Australia Group
Common Control List、以下「AGリスト」という。) では、噴霧乾燥
器より先に規制対象とされていたクロスフローろ過装置
(Cross(tangential)Flow Filtration Equipment) の規制要件において、
噴霧乾燥器のAG合意の要件(「capable of being sterilized or
10 disinfecting in-situ」)と同一の要件を用い滅殺菌要件が定められてい
る。そのため、クロスフローろ過装置と同じ規制文言が用いられている
噴霧乾燥器についても、同文言はクロスフローろ過装置と同様に定義さ
れる。

クロスフローろ過装置が規制対象とされた平成14年のAG会議にお
15 いて、当該装置の規制の滅殺菌要件(「capable of being sterilized
or disinfecting in-situ」)につき、その定義がテクニカルノートによ
り示された。当該テクニカルノートでは、「sterilized」(滅菌)が、
物理的手法(例えば蒸気)又は化学物質の使用を通じて当該装置から全て
の生きた微生物を除去することを意味し、「disinfecting」(消毒)が、
20 殺菌効果のある化学物質の使用を通じて当該装置中の潜在的な微生物の
感染能力を破壊することを意味するとし、「disinfecting」(消毒)及び
「sterilization」(滅菌)は、「sanitization」(洗浄)とは区別され
ると定義された(以上の定義を「クロスフローろ過装置AG定義」とい
い、それを示したテクニカルノートを「本件テクニカルノート」とい
25 う。)。そうすると、我が国における定義においても同様に定義される
べきである。

(エ) しかしながら、我が国は、平成15年12月頃、本件通達で、「滅菌又は殺菌をすることができるもの」とは「物理的手法（例えば、蒸気の使用）あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊できるものをいう。当該装置中の微生物の量を低減するための洗浄処理のみができるものは含まない。」（以下「本件通達解釈」という。）と規定した。

本件通達解釈は、クロスフローろ過装置AG定義と比較して、①殺菌について、殺菌効果のある化学物質の使用を通じてという内容が脱落するとともに、②殺菌及び滅菌について、全ての微生物の感染能力又は生命力の除去を達成することが必要であるとする文言が脱漏している。脱漏の結果、本件通達解釈は、文言上AG合意で合意された内容を忠実に反映させていないだけでなく、意味も変容させており、AG合意の内容に沿う解釈になっていない。

(オ) そればかりでなく、輸出管理規制を所掌する経産省及び同省と連携して輸出管理規制の運用支援を行っている一般財団法人安全保障貿易センター（以下「CISTEC」という。）の運用上も、噴霧乾燥器の規制要件との関係において本件通達解釈は用いていなかった。そのため、国内の業界においても本件通達解釈に従って輸出許可申請を行っているメーカーは皆無であった。

(カ) このように、本件通達解釈は、本件要件への滅菌及び殺菌の定義解釈として合理性を有しないから、これを前提として本件要件への解釈をするのは適切ではない。

本件要件へについては、AG合意と同様、クロスフローろ過装置AG定義に倣い、①「滅菌」とは物理的手法（例えば蒸気）若しくは化学物質の使用を通じて全ての生存する微生物を機器から除去すること、②

「殺菌」とは殺菌効果のある化学物質の使用を通じて機器内の潜在的な微生物の感染能力を破壊することを指すと解するのが適切である。

5 (キ) しかしながら、警視庁公安部は、本件要件ハにおける滅殺菌概念について、「殺菌」の方法を限定するクロスフローろ過装置AG定義とは異なり、その方法を限定しない本件通達解釈を採用し、本件要件ハ捜査機関解釈を定立した。そのため、本件要件ハ捜査機関解釈では、「殺菌」の方法が限定されず、噴霧乾燥器の付属の乾燥用ヒーターによる乾熱での「殺菌」も含むこととなる。

10 (ク) そして、警視庁公安部は、本件各事件の捜査の開始当初から上記のとおりAG合意と本件通達解釈の間では「殺菌」の解釈につき相違があることを認識していながらも、専門家の見解、本件通達解釈及び経産省の見解があることを理由に、本件要件ハ捜査機関解釈を採用している。

しかし、警視庁公安部が根拠とした本件通達は法令の委任を受けたものではなく、その性質上、行政庁内部の運用基準にすぎない。

15 (ケ) また、警視庁公安部は、有識者らの意見も根拠としているが、当該有識者らの意見は、そもそも有識者らが述べていない殺菌の定義をあたかも同人らが述べたかのように警視庁公安部の捜査官が聴取結果報告書に記載した内容であり、自らの解釈の根拠とはなり得ない。

20 (コ) さらに、前記(オ)のとおり、国内の噴霧乾燥器の関連事業者において、少なくとも本件逮捕及び勾留請求当時、本件要件ハ捜査機関解釈あるいは本件通達解釈の認知や理解はされておらず、乾熱殺菌が本件要件ハの殺菌の手法となることも全く認識されていなかった。そして、そのような実情についても警視庁公安部は認識していたか、少なくとも認識し得た。

25 (カ) 以上のとおり、本件要件ハ捜査機関解釈を採用する合理的な根拠があったとはいえないにもかかわらず、本件要件ハの「殺菌」に「乾熱殺菌」

が含まれると警視庁公安部が判断したことは不合理である。

イ 検察官の判断

(ア) ■■■■検事は、東京地方検察庁に着任した直後から本件各事件に係る警視庁公安部からの検事相談を受け、本件各事件の資料も警視庁公安部から受け取っていた。そのため、■■■■検事においても、本件テクニカルノート
5 一トの「消毒」の定義と、本件通達及び本件通達解釈の「殺菌」の意味が異なることを認識していた。

(イ) そうすると、本件要件ハについて、あえてAG合意の規制要件と異なる定義を持つと解釈する場合には、我が国がAG合意と異なる定義で規制
10 を設けた趣旨が何であるかが問題となる。

この点に関し、■■■■検事は、①AG合意を国内で法制化するに当たっては、法制化する内容は我が国独自に決定できること、②法制化の過程
15 において異なる規制を設けたことに関する合理的な説明があったこと、③改正経緯資料にも異なる規制を設けた経緯が記されていることを理由として、上記定義の相違には理由があると判断している。

しかし、①は国際合意の効力に関する一般論にすぎず、②も本件省令の改正経緯
20 において、経産省と原告会社のやり取り又はパブリックコメントの中で合理的理由が説明された形跡はない。③に関しては、そもそもそのような資料は存在しない。したがって、■■■■検事が上記の判断の根拠とした①ないし③は、いずれも上記定義の相違に関する判断の理由としては不十分であったといえる。

(ウ) また、■■■■検事は、警視庁公安部との検事相談を通じて、噴霧乾燥器
25 の輸出許可実績が国内メーカーの1件しかなく、他のメーカーが自社の機器を全て規制非該当としていることや、経産省が本件各噴霧乾燥器の輸出時に本件要件ハの「殺菌」に関する解釈や基準を持っていなかったことを共有されており、本件要件ハの「殺菌」に乾熱殺菌が含まれると

の判断に合理性がないことを容易に気付き得たといえる。

(エ) さらに、「殺菌」の手法に限定がなく乾熱殺菌も含まれるとする本件要件ハ捜査機関解釈は、本件通達解釈が根拠となっている。しかし、 検事が検事相談で警視庁公安部から入手した経産省が公表する「貨物・技術の合体マトリクス表」（以下「マトリクス表」という。）及び C I S T E C が発行する「輸出管理品目ガイダンス」には、クロスフロー過装置に関して本件通達解釈の内容が記載される一方、噴霧乾燥器の項目には本件通達解釈の記載はなかった。したがって、 検事は、本件通達解釈が噴霧乾燥器にも適用されることが事業者に周知されていないことを認識していたか、少なくとも認識し得た。

(オ) 以上のとおり、本件要件ハ捜査機関解釈を採用する合理的な根拠があったとはいえないにもかかわらず、本件要件ハの「殺菌」に「乾熱殺菌」が含まれると 検事が判断したことは、同人が警視庁公安部と経産省との打合せ、国内の噴霧乾燥器メーカーへの聴取結果に関する捜査メモ等について警視庁公安部から共有されていなかった事実を考慮しても、不合理である。

(被告国の主張の要旨)

ア 本件要件ハは、「滅菌又は殺菌することができるもの」と規定するのみで、その文言上、「滅菌」又は「殺菌」の具体的な内容について規定していない。

外為法 48 条 1 項、輸出令 1 条 1 項、本件省令 2 条の 2 第 2 項 5 号の 2 の趣旨は、軍事転用可能な貨物の輸出管理等を行うことで、我が国の安全を維持すること等にある。このことからすれば、危険性の高い細菌等の微生物を用いて生物兵器を製造した後、当該細菌等の微生物について、これを製造した装置から除去したり、装置内の細菌等の微生物の伝染能力を破壊できたりすれば、当該装置は生物兵器の製造等への転用により適してい



るものと考えられ、輸出管理の必要性が高い。

そのため、本件通達においても、「滅菌又は殺菌をすることができるもの」とは、「物理的手法（例えば、蒸気の使用）あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるものをいう。当該装置中の微生物の量を低減するための洗浄処理のみができるものは含まない。」と規定している。

イ 我が国においては、AG合意を受け、その趣旨を踏まえつつ、AG合意よりも規制内容が緩くならないようにするとの観点や、いわゆるループホール（抜け道）を作らず安全保障貿易管理制度を実効的なものとするとの観点も含めて、輸出令や本件省令等を整備したものである。所管行政庁である経産省は、本件通達において、「滅菌又は殺菌をすることができるもの」との文言を上記のとおり解釈している。

そして、そもそも国際輸出管理レジームの合意事項は、法的拘束力を持つものではなく、当該合意事項を踏まえた国内措置については、参加国・地域に裁量が認められている。国際輸出管理レジームの一つであるAGにおいても、AGリストに追加する輸出管理対象品目に関するAG合意が法的拘束力をもつものではなく、合意された規制内容の運用は、参加国・地域の裁量に委ねられている。そのため、我が国においては、AG合意を受け、その趣旨を踏まえつつ、AG合意よりも規制内容が緩くならないようにするとの観点や、いわゆるループホール（抜け道）を作らずに安全保障貿易管理制度を実効的なものとするとの観点を踏まえて、我が国の政省令等を整備し、解釈運用等している。

ウ 本件要件ハは、殺菌の方法についても、「殺菌をすることができるもの」と規定するのみであり、その文言上、殺菌の具体的方法については規定せず、限定していない。

上記アの外為法48条1項等の趣旨からすれば、方法を問わず、およそ危険性の高い細菌等の微生物を「殺菌」することができれば、当該装置は生物兵器の製造等への転用に適しているものと考えられ、輸出管理の必要性は高いといえる。

したがって、「殺菌」の方法は、物理的手法としての「乾熱殺菌」、すなわち、加熱乾燥空気で殺菌する方法も含むあらゆる方法が含まれると解釈すべきである。

エ ■■■ 検事は、本件要件ハについて、所管行政庁である経産省と同様の上記解釈に従い、本件各噴霧乾燥器の本件要件ハ該当性を判断している。そして、経産省の解釈の内容に特段不合理な点はなかったのだから、■■■ 検事の判断は不合理ではない。

仮に裁判所が本件要件ハに関し、経産省の解釈とは異なる解釈を採用したとしても、本件公訴提起時において裁判所による明確な解釈が示されていない法令について、検察官が、あえて有権解釈権を有する経産省の解釈と異なる解釈を採る理由や必要性は見当たらない。他方で、上記のとおり、本件要件ハに関する経産省の解釈は、本件省令の文言や外為法48条1項等の趣旨に整合する。したがって、■■■ 検事が本件公訴提起時において、本件要件ハの解釈に関し、経産省の解釈を踏まえてこれと同様の解釈を採用したことは不合理とはいえない。

(被告都の主張の要旨)

ア AGは、法的拘束力を持つ国際約束に基づく枠組みではない。AG参加国は、生物・化学兵器の不拡散という目的を達成し、自国の輸出管理をより有効なものとするため、AGの下で行われる情報交換、政策協調を国内の輸出管理に反映させている。具体的には、参加国は、生物・化学兵器関連汎用品等に関してAGの場で合意されたリストに掲載された品目について、国内法令（日本においては外為法、輸出令等）に基づき輸出管理を実

施している。

イ 日本における輸出管理規制は、それを所掌するのは経産省であり、同省は、本件要件ハの「殺菌」には、「乾熱殺菌」が含まれると解釈している。同省は、その根拠として、①本件要件ハは「殺菌することができるもの」と規定するのみで、その文言上、「殺菌」の具体的方法は限定されていないこと、②前記（被告国の主張の要旨）アの外為法48条1項等の趣旨からすれば、方法を問わず、危険性の高い細菌等の微生物を「殺菌」することができれば、当該噴霧乾燥器が生物兵器等の開発、製造等に使用されるおそれがあると考えられ、輸出管理の必要性が高いといえること、③本件通達の解釈においても、「物理的手法（例えば、蒸気の使用）あるいは化学物質の使用」と示し、「物理的手法」を一つの方法に限定しておらず、「殺菌」にはあらゆる方法が含まれていることを挙げている。経産省の上記解釈は、本件省令の趣旨、本件省令及び本件通達の文理解釈から、「殺菌」に「乾熱殺菌」が含まれるとしているのであって、かかる解釈に何ら不合理な点はない。したがって、警視庁公安部において、経産省の解釈に従い同様に判断したことが不合理とはいえない。

(2) 争点(2)（本件省令2条の2第1項2号に規定された細菌の一種類でも殺菌することができれば足りると判断したことが不合理といえるか）について

（原告らの主張の要旨）

ア 警視庁公安部の判断

（ア）警視庁公安部は、本件要件ハの解釈につき、本件省令2条の2第1項2号規定の細菌は全て病原性微生物であることから、乾熱によってこれらのうちいずれか1種類でも死滅させることができれば本件要件ハの「殺菌」をすることができるものに該当するとの解釈を採用した（本件要件ハ捜査機関解釈）。

イ) しかし、前記争点(1) (原告らの主張の要旨) ア(ウ)のとおり、本件要件ハは、クロスフローろ過装置AG定義に沿って解釈されるべきであり、それと異なる解釈をすることができるとする根拠条文も存在しない。

5 そのため、本件要件ハの「殺菌」の対象となる細菌についての解釈は、クロスフローろ過装置AG定義に沿い(「当該装置中の潜在的な微生物の感染能力を破壊する」、滅菌と同様に全ての微生物の感染能力及び生命力の除去を達成することが求められると解するのが合理的である。したがって、何らかの特定の細菌を死滅することができるにすぎないものは、本件要件ハに該当するとはいえない。

10 ウ) 警視庁公安部は、クロスフローろ過装置AG定義と本件要件ハ捜査機関解釈の上記相違を認識していたにもかかわらず、本件要件ハ捜査機関解釈を採用している。警視庁公安部は、当該判断をした根拠として有識者からの見解を挙げる。

15 しかしながら、聴取した有識者らは、いずれも法解釈の知見を有する専門家でもなければ、噴霧乾燥器の専門家でもなく、微生物学の専門家にすぎず、法解釈としての合理性があることの裏付けとはならない。

エ) さらに、警視庁公安部は、輸出管理規制を所掌する経産省においても、殺菌を要する細菌は本件省令に規定された細菌のいずれか一種類であるとは考えていなかったことを認識していたか、少なくとも認識し得た。

20 それだけでなく、警視庁公安部は、本件要件ハ捜査機関解釈を意識して機器を設計し該否判定を行っている国内企業が全くないことも、国内メーカーからの聴き取り等を通じ、認識していたか、少なくとも認識し得た。

25 オ) 以上のとおり、本件要件ハ捜査機関解釈を採用する合理的な根拠があったとはいえないにもかかわらず、本件要件ハの「殺菌」につき、本件省令2条の2第1項2号に規定された細菌の一種類でも殺菌することが

できれば足りると警視庁公安部が判断したことは不合理である。

イ 検察官の判断

5 (ア) ■■■■ 検事は、前記争点(1) (原告らの主張の要旨) イ(ア)のとおり、警視庁公安部からの検事相談の段階で、本件要件ハの「殺菌」の対象となる細菌について、根拠条文などが無いにもかかわらず、クロスフローろ過装置AG定義と異なる本件要件ハ捜査機関解釈を採用したことを認識していたか、少なくとも認識し得た。

10 (イ) それだけでなく、■■■■ 検事は、少なくとも第1事件の本件公訴提起前には、警視庁公安部から、①噴霧乾燥器の輸出許可実績や他の噴霧乾燥器メーカーの規制該当判断の実態、②経産省が本件各噴霧乾燥器の輸出時に本件要件ハの「殺菌」に関する解釈や基準を持っていなかった情報についても共有されていた。

15 (ウ) そうであるとする、■■■■ 検事は、本件要件ハの「殺菌」において殺滅すべき細菌が特定の種類の細菌でも殺菌することができれば足りると解釈する本件要件ハ捜査機関解釈の合理性に疑義があることを認識し得た。そして、認識した事情を基に確認すべき事情を確認していれば、当該解釈に合理的な根拠がないことも認識し得た。

20 (エ) 以上のとおり、本件要件ハ捜査機関解釈を採用する合理的な根拠があったとはいえない。それにもかかわらず、■■■■ 検事が、本件要件ハの「殺菌」について本件省令2条の2第1項2号に規定された細菌の一種類でも殺菌することができれば足りると判断したことは、同人が警視庁公安部と経産省との打合せ、国内の噴霧乾燥器メーカーへの聴取結果に関する捜査メモ等について警視庁公安部から共有されていなかった事実を考慮しても、不合理である。

25 (被告国の主張の要旨)

ア 本件要件ハは、「殺菌することができるもの」と規定するのみであり、

その文言上、殺菌の対象を全ての種類の細菌等の微生物とすべきことまでは要求していない。

外為法48条1項等の趣旨は、軍事転用可能な貨物の輸出管理等を行うことで、我が国を含む国際社会の平和及び安全を維持すること等にある。このことからすれば、本件省令2条の2第1項規定の細菌等を含む微生物のうち一種類でも当該装置で殺菌することができれば、当該特定の細菌等の微生物を用いた生物兵器の製造等を作業員の安全も考慮に入れながら実施できる。そうすると、当該装置は、生物兵器の製造等への転用に適しているといえるから、輸出管理の必要性が高いといえる。したがって、「殺菌」の対象は、本件省令2条の2第1項規定の細菌等の微生物のうち一種類でも足りると解釈されている。

イ ■■■ 検事は、本件要件ハについて、所管行政庁である経産省と同様の上記解釈に従い本件各噴霧乾燥器の本件要件ハ該当性を判断しており、かつ、経産省の解釈の内容に特段不合理な点はなかった。したがって、■■■ 検事の判断は不合理ではない。

仮に裁判所が本件要件ハに関し、経産省の解釈とは異なる解釈を採用したとしても、本件公訴提起時において裁判所による明確な解釈が示されていない法令について、検察官が、あえて有権解釈権を有する経産省の解釈と異なる解釈を採る理由や必要性は見当たらない。他方で、上記のとおり、本件要件ハに関する経産省の解釈は本件省令の文言や外為法48条1項等の趣旨に整合する。したがって、■■■ 検事が本件公訴提起時において、本件要件ハの解釈に関し、経産省の解釈を踏まえてこれと同様の解釈を採用したことは不合理とはいえない。

(被告都の主張の要旨)

AGは法的拘束力を持つ国際約束に基づく枠組みではなく、我が国における輸出管理規制は、国内法令及びその解釈運用によって行われている。

5 経産省は、本件要件ハの「殺菌」の対象は本件省令2条の2第1項規定の細菌等の微生物のうち一種類以上のものを指し、一種類を殺菌することができれば足りると解釈している。経産省は、その根拠として、①本件要件ハが「殺菌をすることができるもの」と規定するのみで、その文言上「殺菌」の
10 「殺菌」は「当該装置から全ての生きている微生物を除去」、「殺菌」は「当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊」と定められており、「殺菌」が全ての生きている微生物の伝染能力の破壊を求めるものではないと解されていることを挙げる。その上で、経産省は、本件省令の趣旨、本件省令及び本件通達の文理解釈から、上記のとおり「殺菌」の対象は本件省令2条の2第1項規定の細菌等の微生物のうち一種類以上のものを指し、一種類を殺菌することができれば足りると解しているのであって、かかる解釈に何ら不合理な点はない。したがって、警視庁公安部において、経産省の解釈に従い同様に判断したことは不合理ではない。

15 本件省令2条の2第1項2号規定の細菌は、いずれも病原性、毒性が非常に強く、粉体化した場合はいずれも生物兵器に該当すると考えられており、
20 これらのうち一種類を殺菌することができれば、当該噴霧乾燥器は生物兵器の製造に転用可能といえる。そうであるならば、本件省令2条の2第1項2号規定の細菌のうち一種類を殺菌できれば足りると解釈することは十分合理的な理由があるといえる。

25 (3) 争点(3) (曝露防止のための構造を備えていることが規制要件でないとは判断したことが不合理といえるか) について
(原告らの主張の要旨)

ア 警視庁公安部の判断

(ア) 本件要件ハは、定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができる噴霧乾燥器のみを規制対象としている。これは、本件要件ハの趣旨が製造前後における作業者の被曝防止にあるためである。そのため、規制対象の噴霧乾燥器には製造された粉体のうち製品として回収されない全ての粉体に含まれる細菌等を、曝露させることなく殺菌することができる性能がなければならない。

このことは、C I S T E Cが発行する「輸出管理品目ガイド」においても、噴霧乾燥器の規制要件の解説部分において、規制対象となる機器は曝露防止構造（噴霧乾燥器内部に残留する粉体化した細菌等の微生物が外部に飛散しない構造）を備えているものとの説明がある。

(イ) それにもかかわらず、警視庁公安部は、本件要件ハを含む噴霧乾燥器の規制要件と曝露防止とは無関係であると判断し、曝露が生じるものも規制の対象となると解釈している。当該判断は、曝露防止の点を全く考慮しておらず暴論である。

(ウ) したがって、曝露防止構造を不要とした警視庁公安部の判断には何ら具体的な根拠がなく不合理である。

イ 検察官の判断

(ア) ■■■■検事は、前記争点(1)（原告らの主張の要旨）イ(ア)で述べたとおり、警視庁公安部からの検事相談の段階で資料の提供を受けており、C I S T E Cが発行する「輸出管理品目ガイド」も確認していた。そのため、■■■■検事は、本件要件ハに該当するために曝露防止構造が必要であるとの解釈が存在することを認識しており、本件要件ハの趣旨が曝露防止にあることも認識していた。

(イ) ■■■■検事は、曝露防止構造を不要と判断した根拠について、条文に規定がないことしか挙げない。しかし、単に条文上に根拠がないことは、

曝露防止構造が要件とはならないと判断する根拠として不十分である。

(ウ) 以上のとおり、曝露防止構造を不要とした[■]検事の判断は何ら具体的な根拠がなく不合理である。

(被告国の主張の要旨)

5 ア 本件要件ハの趣旨は、前記争点(1) (被告国の主張の要旨) のとおりである。噴霧乾燥器を用いて、その内部に残留する生きたまま粉体化した細菌等の微生物を「滅菌又は殺菌」しようとする際に、曝露防止構造を有するか否かは、本件要件ハの該当性判断に影響しない。

10 AG合意のうち、噴霧乾燥器に曝露防止構造が備わっていることは、噴霧乾燥器の規制要件とはされていない。AGリストにおいては、一定の要件を課すことにより規制の対象とはならない他の貨物と区別する必要がある。噴霧乾燥器に関していえば、製造前後における作業員の安全を考慮したものであれば、生物兵器の製造等への転用に適しているとの考えに基づいている。そして、たとえ曝露防止構造まで有していないとしても、噴霧乾燥器内部で製造された粉体化した細菌等の微生物の滅菌又は殺菌することができれば作業員の安全が考慮されているとして、規制要件が定められたものと解される。

15 イ 我が国では、AG合意における噴霧乾燥器の規制要件の内容や趣旨を踏まえて、本件要件ハが定められたのであって、曝露防止構造の有無は、本件要件ハの該当性判断に影響しない。

20 ウ [■]検事は、本件要件ハについて、所管行政庁である経産省と同様の上記解釈に従い、本件各噴霧乾燥器の本件要件ハ該当性を判断している。そして、経産省の解釈の内容に特段不合理な点はなかった。したがって、[■]検事の判断は不合理ではない。

25 仮に裁判所が本件要件ハに関し、経産省の解釈とは異なる解釈を採用したとしても、本件公訴提起時において裁判所による明確な解釈が示されて

乾燥器 1 の同型器を用いて実験を行い、「バグフィルタの下部」が最低温箇所であるとし、同箇所の温度が 3 時間 7 分にわたり 117℃以上を維持すると結論付けた。警視庁公安部は、本件噴霧乾燥器 2 についても、同型器を用いて実験を行い、「ダクト内」が最低温箇所と特定し、同箇所の温度が 3 時間 30 分にわたり 110℃以上を維持すると結論付けた。警視庁公安部は、これらの実験結果を基に、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハ捜査機関解釈を前提とする本件要件ハを充足する性能を有すると判断し、本件逮捕をするに至った。

(イ) しかし、警視庁公安部の行った [REDACTED] への聴き取りや、それに基づき行われた最低温箇所の特定のための温度測定実験は、噴霧乾燥器を乾熱した際の最低温箇所の特定の根拠としては不十分であり、以下のとおり、本件各噴霧乾燥器それぞれにつき通常求められるべき捜査を行ったとはいえない。

a 本件噴霧乾燥器 1

(a) 警視庁公安部は、[REDACTED] への聴き取りに際し、一般的な噴霧乾燥器に関する資料を示したにとどまり、本件噴霧乾燥器 1 の実機はもちろん写真、図面すら提示していなかった。また、[REDACTED] が述べた見解を裏付ける他のメーカー及びユーザーに対する聴取等の捜査も行われておらず、[REDACTED] からの聴取結果は、証拠としての価値が限定的であった。

また、警視庁公安部が行った本件各噴霧乾燥器の最低温箇所の特定のための温度測定実験も、警視庁公安部の捜査員と本件各噴霧乾燥器の所有者のみが立ち会う中で実施されており、原告会社の関係者はおろか、噴霧乾燥器の専門家、聴取に応じた [REDACTED] さえも立ち会っていなかった。そのため、当該実験結果も、証拠としての価値は限定的であった。

また、本件噴霧乾燥器 2 は本件噴霧乾燥器 1 とは異なる機器であり、構造上もバグフィルタが存在しない、サイクロンの製品回収容器との間にダンパーがないといった相違がある。それぞれの設計の相違が各部位の温度上昇にいかなる影響を与えるかは捜査資料上も明らかではない。そのため、本件噴霧乾燥器 1 の温度測定結果を基に本件噴霧乾燥器 2 の最低温箇所をいわば推定して実験を行うことに合理的な根拠があったとはいえない。

これらに加え、本件噴霧乾燥器 2 についても、本件噴霧乾燥器 1 と同様、原告会社の従業員らから、上記 a (b) のとおり乾燥室測定口の指摘を受けていた。

しかしながら、警視庁公安部は、原告会社の従業員らが供述した乾燥室測定口の温度測定実験を実施していない。

(b) 本件噴霧乾燥器 2 を使用した実験も本件噴霧乾燥器 1 と同様に複数回行われていたとされるから、所有者の協力を仰ぐことに支障はなかった。ゆえに、警視庁公安部は、弁護側からの主張に備えた通常求められるべき捜査として、原告会社の従業員らが供述した箇所、つまり乾燥室測定口の温度測定実験を行うべきであったが、これを行わなかった。

c 以上のとおり、警視庁公安部が本件各噴霧乾燥器について、双方とも乾燥室測定口が最低温箇所となる可能性を認識していたか、少なくとも通常求められるべき捜査を行っていたら認識し得た。それにもかかわらず、警視庁公安部が、この点につき通常求められるべき捜査を怠って、本件各噴霧乾燥器の最低温箇所を「バグフィルタの下部」（本件噴霧乾燥器 1）又は「ダクト内」（本件噴霧乾燥器 2）と特定したことは不合理である。

イ 検察官の判断

(ア) ■■■ 検事は、東京地方検察庁に着任後、警視庁公安部に対し、原告会社に対する捜査について指示や報告を受ける機会があった。したがって、任意取調べの段階で原告会社の複数の従業員及び亡相嶋の指摘についても認識したか、少なくとも容易に認識し得た。

5 (イ) また、■■■ 検事は、本件公訴提起前には、検察庁での取調べで、原告会社の従業員らから噴霧乾燥器の内部に温度が上がりにくい箇所が存在する可能性が指摘されていたことを把握していた。しかし、■■■ 検事は、原告会社の従業員らの主張が抽象的であったり具体的な根拠を示していなかったりしたことや、他の原告会社の関係者からは本件要件ハに該当するとの供述があったことなどを理由に、追加の捜査は不要であると判断し、上記従業員らの供述に係る検討や亡相嶋の従前の供述内容の確認など一切行っていない。原告会社の従業員らの供述は、■■■ 検事が言うような抽象的なものでも具体的な根拠を示していないものでもなく、少なくとも図面等で乾燥室測定口も特定しないまま、その合理性を一蹴できるような内容のものではなかった。

10
15
また、■■■ 検事は、亡相嶋に対しても、任意捜査段階の供述を確認していない。本件各噴霧乾燥器の最低温箇所につき本件各噴霧乾燥器の構造に最も詳しい亡相嶋がいかなる認識を有していたか、本件逮捕前の自白が翻される可能性を想定して捜査することが当然求められていたといえる。

20
25 (ウ) 以上のとおり、■■■ 検事において、少なくとも本件公訴提起前の取調べにおいて、原告会社の従業員らからの指摘を踏まえ、最低温箇所の特定に係る補充捜査を行わなかったことは通常求められる捜査を行わなかったものである。■■■ 検事がこれらの捜査を行わないまま最低温箇所の特定につき警視庁公安部の実験結果に依拠し本件各噴霧乾燥器の最低温箇所をそれぞれ「バグフィルタの下部」及び「ダクト内」と特定した

ことは不合理である。

(被告国の主張の要旨)

ア 本件各噴霧乾燥器は、乾燥室上部から電気ヒーターを加熱源とする乾燥熱風を乾燥室に直接送り込み、乾燥室で原液を微粒子化し、その後、サイクロン、バグフィルタ等を経て、微粒子化した製品を回収する機器であり、測定口はいずれの噴霧乾燥器においても乾燥室に付属していた。

警視庁公安部は、XXXXXXXXXXの技術営業部本部長から、①「噴霧乾燥器で製品を作る際、温度が必要となる場所は乾燥室内だけであり、乾燥室以降は温度を上げる装置もないため、装置末端の排風機に行くほど温度は下がる」、②「大型機など機種によっては、装置末端の排風機に行くほど温度は下がる」、③「熱風は上昇する特性があることを改めて考えるとサイクロンの下部つまり回収容器との接合部分の方が低温になる」との客観的かつ具体的理由とともに、噴霧乾燥器内部の「装置末端の排風機後の管」、「サイクロンの下部」、「バグフィルタの回収容器との接続部分」の温度を測定すれば当該機器の最低温箇所を特定できるとする内容を聴取し、これを報告書化している。乾燥熱風が直接送り込まれる乾燥室が高温になりやすく、乾燥室から装置末端に行くにつれ、噴霧乾燥器内部の温度が下がっていく旨の同聴取内容には不自然、不合理な点はない。

また、警視庁公安部は、上記聴取を踏まえ、特に本件噴霧乾燥器1の同型器につき、アイエスジャパンの技術営業部本部長が述べた3か所のみならず、合計10か所の温度測定箇所を抽出した上、同型器に、最高で160℃まで温度検知することができるサーモラベルを張った温度測定実験により最低温箇所を特定した。このような最低温箇所の特定経過にも不合理な点は見当たらない。

しかも、本件各噴霧乾燥器の同型器を用いた最低温箇所の特定のための温度測定実験の結果、上記XXXXXXXXXXの技術営業部本部長からの聴

取内容どおり、最低温箇所がバグフィルタ下部や装置末端の排風機後のダクトと特定されており、同人の供述の信用性が裏付けられていた。

このように、警視庁公安部が行った本件各噴霧乾燥器の最低温箇所の特定のための温度測定実験は合理的であり、同実験結果の内容が記載された報告書を確認した■■■■■検事が、本件噴霧乾燥器1内部の最低温箇所を「バグフィルタの下部」と特定したことも合理的であった。

そして、温度測定実験によりその信用性が裏付けられていた■■■■■
■■■■■の技術営業部本部長の供述と本件噴霧乾燥器2の同型器を使用した温度測定実験の結果に従って、警視庁公安部が本件噴霧乾燥器2内部の最低温箇所を「ダクト内」と特定したことも合理的である。したがって、同特定結果が記載された報告書を確認した■■■■■検事が、本件噴霧乾燥器2内部の最低温箇所を「ダクト内」と特定したことも合理的であった。

イ なお、本件各噴霧乾燥器の乾燥室測定口は、いずれも極めて小さい部位であり、原告会社が作成した本件各噴霧乾燥器のカタログや全体配置図等の本件各噴霧乾燥器に関する資料にも、「乾燥室測定口」や「測定口」に関する明示的な記載はない。■■■■■検事は、警視庁公安部から、口頭で「乾燥室測定口」の報告を受けたこともなかった。

また、本件各噴霧乾燥器の乾燥室測定口は、乾燥熱風が直接送り込まれ、高温になる乾燥室に付属していた。したがって、前記アのとおり、■■■■■
■■■■■の技術営業部本部長が述べた内容や、警視庁公安部が実施した本件各噴霧乾燥器の最低温箇所の特定のための温度測定実験の結果などを踏まえれば、仮に■■■■■検事において、本件各噴霧乾燥器に乾燥室測定口が存在することを認識し得たとしても、乾燥室に付属している乾燥室測定口の温度が上がりにくい箇所であることを認識することは極めて困難であった。

しかも、本件公訴提起の時点で、本件各噴霧乾燥器の乾燥室測定口の温

度が上がりづらいことを具体的な根拠をもって明確に指摘した原告会社関係者はいなかった。原告会社関係者が本件公訴提起までの間に、本件各噴霧乾燥器には乾燥室測定口が存在し、かつ、その場所の温度が上がりづらいことを把握していたのであれば、原告大川原ら3名を含む原告会社関係者のいずれかから、本件公訴提起の前にその旨の指摘があつてしかるべきである。原告大川原ら3名は、本件各噴霧乾燥器の輸出に関し、外為法48条1項違反の嫌疑がかけられていることを把握しながら、また、何度も検事の取調べを受けたにもかかわらず、検事に対し、本件各噴霧乾燥器には乾燥室測定口が存在し、かつ、その場所の温度が上がりづらいことを明確に供述することはなかった。また、原告大川原ら3名以外の原告会社関係者が、検事に対し、十分な根拠に基づく明確な供述をすることもなかった。

そのため、[REDACTED]検事において、本件公訴提起時点において、乾燥室測定口の温度が上がりにくいことを容易に認識し得たとはいえない。

ウ 以上によれば、[REDACTED]検事において、本件勾留請求時及び本件公訴提起時点の証拠資料に基づいて、本件噴霧乾燥器1内部の最低温箇所を「バグフィルタの下部」と特定したこと及び本件噴霧乾燥器2内部の最低温箇所を「ダクト内」と特定したことは不合理ではない。

(被告都の主張の要旨)

ア 警視庁公安部は、噴霧乾燥器メーカー及びユーザーから、噴霧乾燥器は熱風によって殺菌できる性能を有している旨、その内部には熱風が行き渡る旨を聴取していた。また、警視庁公安部は、[REDACTED]から、噴霧乾燥器の最低温となる可能性がある個所は、「装置末端の排風機後にあるダクト内」、「サイクロンの下部」、「バグフィルタの下部」である旨を聴取していた。さらに、警視庁公安部は、噴霧乾燥器メーカーである[REDACTED][REDACTED]から、

気流の動きや噴霧乾燥器の構造について具体的かつ詳細に説明を受けた上、「排風口」、「バグフィルタの下部」が最低温箇所となる可能性があることも聴取した。

警視庁公安部は、上記聴取結果に基づき、本件噴霧乾燥器1と同型機で聴取箇所を含む10か所の温度測定実験を行い、「バグフィルタの下部」を最低温箇所と特定した。

このように、警視庁公安部は、噴霧乾燥器メーカー2社からの聴取、同2社の合理的な根拠に基づく説明に加え、実機による温度測定実験という合理的な捜査結果に基づき、本件噴霧乾燥器1内部の最低温箇所を特定したのであり、不合理な点はない。

イ 警視庁公安部は、XXXXXXXXXXの技術営業部本部長から、本件噴霧乾燥器2の理論上最低温となる箇所は、装置末端の排風機後にある「ダクト内」、「サイクロン下部」である旨聴取した。警視庁公安部は、当該聴取結果に基づき、本件噴霧乾燥器2の同型器を用い、同2か所の温度測定実験を行い、装置末端の排風機後にある「ダクト内」において、3時間30分にわたって110℃以上、4時間26分にわたって100℃以上の温度が継続することが判明した。その後、警視庁公安部は、本件噴霧乾燥器2の輸出規制該当性の判断のための捜査関係事項照会書を貿易管理課に送付するに当たり、XXXXXXXXXXのXXXXXXXXXXに対し、本件噴霧乾燥器2の見取図及び製品カタログの写しを示して、本件噴霧乾燥器2の最低温箇所を聴取した。その結果、最低温箇所は、装置末端の排風機後にある「ダクト内」、「サイクロンの下部」であり、これらの箇所より低温になりそうなどころはないという上記温度測定実験結果と符合する内容を聴取した。

警視庁公安部は、実験による温度測定実験、噴霧乾燥器メーカーからの聴取及び同社の合理的な根拠に基づく説明という合理的な捜査結果に基づ

き、本件噴霧乾燥器2内部の最低温箇所を特定したものであって、不合理な点はない。

(5) 争点(5) (噴霧乾燥器により粉体化された細菌を用いた実験を実施しなかったことが不合理といえるか)

(原告らの主張の要旨)

ア 警視庁公安部の判断

(ア) 警視庁公安部は、本件各噴霧乾燥器につき空焚き状態で最低温箇所の特定のための温度測定実験を行っている。しかしながら、噴霧乾燥器の内部の殺菌をするならば、細菌は、本来、粉体として装置内部に付着、堆積している状態にあるから、粉体の状態にある細菌を死滅させることができなければ、装置内部の「殺菌」ができるとはいえない。しかも、警視庁公安部は、粉体が噴霧乾燥器に残留した場合と空焚きの状態では違いがあることを認識していたにもかかわらず、その相違が内部の温度上昇にいかなる影響を与えるか全く考慮せず、その相違が自らの実験結果にいかなる影響を及ぼすか全く捜査しなかった。

また、警視庁公安部が聴取した有識者らからの実験結果は、いずれも粉体化していない細菌を用いた乾熱滅菌器での実験にすぎないため、粉体として堆積している大腸菌の耐熱性の立証に不十分であった。警視庁公安部は、粉体化された細菌の耐熱性が粉体でない細菌と同等以下であることが確認できていないことも認識していた。実際、原告会社が実施した実験の結果、本件各噴霧乾燥器のいずれについても粉体として装置内部に付着、堆積した大腸菌の一部は、付属ヒーターを用いて240℃の熱風を9時間装置内部に送り続けても死滅しなかった。

(イ) 以上のとおり、警視庁公安部が行った空焚きの状態の温度測定と乾熱滅菌器による菌の死滅条件の実験結果を併せるだけでは本件各噴霧乾燥器における「殺菌」性能についての捜査としては明らかに不十分であっ

た。そして、そのことは警視庁公安部も認識しており、少なくとも認識し得た。

また、乳酸菌や安全性の高い菌株の大腸菌を用いることで、粉体が残留する環境下での内部の温度上昇の状況や、粉体化された細菌と乾燥した細菌の耐熱性の相違を検証することは可能であった。警視庁公安部は、これらのことを通常求められるべき捜査として行うべきであったにもかかわらず、実施しなかった。したがって、警視庁公安部が噴霧乾燥器により粉体化された細菌を用いた実験を実施しなかったことは不合理である。

イ 検察官の判断

(ア) ■■■■検事は、警視庁公安部による最低温箇所の特定のための温度測定実験及び乾熱滅菌器の実験が行われていたことから、粉体を用いた実験は不要と判断している。

(イ) しかし、上記ア(ア)と同様、■■■■検事においても、粉体化された細菌の耐熱性が粉体でない細菌と同等以下であることが確認できていないことを認識しており、さらに、粉体が残留した環境と空焚きの状態には差異があることも認識し得た。そのため、■■■■検事は、空焚き状態の温度測定と乾燥滅菌器による細菌の死滅条件の併用では内部の「殺菌」性能の立証には不十分であることも認識しており、少なくとも認識し得た。

そして、乳酸菌や安全性の高い菌株の大腸菌を用いることで、粉体が残留する環境下の内部の温度上昇の状況や、粉体化された細菌と乾燥した細菌の耐熱性の相違を検証することは可能であった。よって、■■■■検事は、これらを通常求められるべき捜査として行うべきであったにもかかわらず、実施しなかった。したがって、■■■■検事が噴霧乾燥器により粉体化された細菌を用いた実験を実施しなかったことは不合理である。

(被告国の主張の要旨)



ア 本件各噴霧乾燥器は、既に輸出済みであり、本件各噴霧乾燥器そのものを用いた実験等を行うことができず、噴霧乾燥器を取り扱う業者の協力の下、本件各噴霧乾燥器の同型器を使用した実験をするほかなかった。また、協力業者が日常的に使用している噴霧乾燥器に、本件省令2条の2第1項各号規定の細菌等の微生物を入れて細菌実験等を行うこととすると、実験の結果、噴霧乾燥器内に細菌等の微生物が残留していた場合、実験終了後にこれを完全に除去して実験実施前の安全性を完全に回復することが極めて困難となる。そのため、警視庁公安部は、代替策として、本件各噴霧乾燥器の同型器を用いて内部の最低温箇所を「バグフィルタの下部」（本件噴霧乾燥器1）及び「ダクト内」（本件噴霧乾燥器2）と特定し、これらの箇所の温度測定実験を行った。①同実験により、「バグフィルタの下部」は110℃以上が5時間4分継続し、「ダクト内」は110℃以上が3時間30分継続したことを把握し、また、②ウェルシュ菌及び腸管出血性大腸菌（O157）の110℃・2時間の乾熱を条件とした細菌実験で、いずれも殺菌することができることが判明した。さらに、③本件各噴霧乾燥器を使用して粉体化した細菌を製造した後の状態も、専門家らへの聴取内容などから想定して検討した上で、④所管行政庁である経産省の回答も踏まえ、本件各噴霧乾燥器は本件省令2条の2第1項2号規定の大腸菌やウェルシュ菌を殺菌できると考え、本件要件ハに該当すると判断した。

イ ■■■■ 検事は、以上の警視庁公安部の捜査に加え、有識者から、①芽胞を形成しない細菌であれば、粒子が重なった状態で乾熱処理をしたとしても、100℃程度の乾熱で細菌の内部まで熱が行き渡り死滅する、②噴霧乾燥器内部にペスト菌粉末が残っていたとしても、100℃の熱風が行き渡れば焦げて灰になり死滅する、との意見を踏まえ、粉体化した細菌の耐熱性試験を行う必要がないと判断した。■■■■ 検事のかかる判断に特段不合理な点はなく、粉体化された細菌を用いた耐熱性試験を実施しなかったとして

も、不合理とはいえない。

(被告都の主張の要旨)

ア 警視庁公安部は、粉体の細菌を使用した実験は本件省令の趣旨に最も沿った方法であるものの、噴霧乾燥器の殺菌実験を行うに当たって、大腸菌等の細菌を入れて実験を行うことに協力してくれる企業は見つからなかった。また、噴霧乾燥器の実際の温度測定と乾熱滅菌器により実験する方法が最も科学的であり最も適切な証明方法であると専門家から聴取した。

イ さらに、警視庁公安部は、①噴霧乾燥器内に粉体が残ったまま洗浄せずに乾熱運転するのみでも内部を殺菌することは可能である旨の他のメーカーからの聴取内容、②芽胞を形成しない細菌であれば、粒子が重なった状態で乾熱処理をしたとしても、100℃程度の乾熱で細菌の内部まで熱が行き渡り死滅する旨の専門家からの聴取内容、③噴霧乾燥器内部にペスト菌粉末が残っていたとしても、装置内部に100℃の熱風が行き渡れば焦げて灰になり死滅する旨の専門家からの聴取内容を得ている。

ウ 警視庁公安部は、以上の聴取結果を踏まえ、乾熱滅菌器による実験と、噴霧乾燥器の温度測定実験の結果を併せて本件噴霧乾燥器の本件要件ハ該当性を判断することとしたのであり、噴霧乾燥器により粉体化された細菌を用いた実験を実施しなかったことは不合理ではない。

(6) 争点(6) (原告島田に対する取調べの違法性) について

(原告島田の主張の要旨)

ア 警視庁公安部外事第一課 ■■■■■ 警部補 (以下「■■■■■警部補」という。) は、原告島田の取調官として、原告島田に対し、平成30年12月11日から令和2年3月11日までの間、合計35回の任意取調べ (以下「本件任意取調べ」という。) を行った。しかし、本件任意取調べは以下のとおり、社会通念上相当と認められる方法ないし態様及び限度を超えており、違法である。

イ(ア) ■■■警部補は、原告島田に対する本件任意取調べにおいて、本件要件ハの解釈について、細菌が少しでも死ねば「殺菌」に該当するなど、本件要件ハ捜査機関解釈とも異なる独自の解釈を断定的に述べ、原告島田を不当に誘導した。■■■警部補は、原告島田が、仮にそのような意味であれば殺菌できるかもしれないが、そのような解釈だとは認識していない旨を回答すると、当該回答を恣意的に歪め、単に殺菌できると認識していた旨調書に記載した。

(イ) 本件任意取調べにおいて、原告島田の供述調書は、全て■■■警部補が各任意取調べ開始前にあらかじめ作成したものであった。

(ウ) ■■■警部補は、原告島田に対し、供述調書の読み聞かせを一度も行わなかった上、供述調書を読むことを一度しか許さなかったり、誤りを一か所指摘する度に供述調書を取り上げたり、修正箇所をチェックするためにペンを借りようとしてもこれを認めなかったりするなどの不当な妨害を行った。

(エ) 原告島田は、■■■警部補に対し、調書の誤りの修正を指摘し、また自身の正しい認識を記載するよう求めたが、■■■警部補は、これを認めなかった。

ウ ■■■警部補は、原告島田に対する長期間にわたる任意取調べにおいて、上記のとおり不当な取調べを行った。その結果、原告島田は、供述調書の内容を十分に確認できず、指摘した修正もされることのないまま、虚偽の内容を含む供述調書にも署名指印しなければならないとの心理に陥り、数々の供述調書に署名指印するに至った。このような■■■警部補による本件任意取調べの態様は、事案の性質、対象者に対する容疑の程度、対象者の態度等を総合的に勘案しても、社会通念上相当と認められる方法ないし態様を超えたものであり、違法である。

(被告都の主張の要旨)

ア ■■■警部補は、原告島田の任意取調べに際し、細菌を全て死滅させて感染能力を失わせることを「殺菌」と解釈していることを明示しており、原告島田を不当に誘導したことはない。

イ ■■■警部補は、原告島田が供述した内容に基づいて供述調書のドラフト（下書き）を作成し、原告島田に対して更なる取調べを行い、供述調書の内容を読み聞かせ、閲覧させ、原告島田において供述調書の内容に誤りがないことを確認した上で署名指印させたのであり、恣意的な供述調書を作成した事実はない。

ウ また、■■■警部補は、原告島田に対し、供述調書を読むことを一度しか許さなかったり、誤りを一か所指摘するたびに供述調書を取り上げたりした事実はない。

■■■警部補が、原告島田が取調べ中にペンの借用を申し出たことに対し、これを貸与しなかったことはある。しかし、これは、事故防止等の観点から被疑者である原告島田にペンを貸与しなかったものであり、■■■警部補の行為は違法ではない。

エ 以上のとおり、本件任意取調べにおける具体的な事実関係の下で、その方法ないし態様が社会通念上相当と認められる限度を超えているとはいえず、■■■警部補の行為に国賠法上の違法はない。

(7) 争点(7) (原告島田の弁解録取書作成の違法性) について

(原告島田の主張の要旨)

ア ■■■警部補は、令和2年3月11日、原告島田を逮捕した直後に同人に対し弁解録取（以下「本件弁解録取」という。）を行った。■■■警部補は、本件弁解録取に先立ち、事前に原告大川原ら3名が共謀して本件各噴霧乾燥器を無許可で輸出した旨記載した弁解録取書（以下「本件弁解録取書」という。）を作成しており、原告島田に本件弁解録取書を手渡し、署名指印するよう求めた。

原告島田は、 警部補に対して、「社長の大川原正明と現顧問の相嶋静夫から指示された『非該当で輸出する』との方針に基づき、」の箇所（以下「本件記載箇所」という。）を削除し「ガイダンスに従って、許可の申請のいないものと考えて輸出した」という表現に修正するように求めた。しかしながら、 警部補は、本件記載箇所を原告島田が修正するよう指摘した表現に修正しないばかりか「社長らと共謀して無許可で輸出した」という内容に書き換えた弁解録取書（以下、改めて作成された弁解録取書を「本件弁解録取書2」という。）を作成の上、原告島田が求めた修正をしたかのように振る舞い、再度、本件弁解録取書2を原告島田に手渡し、署名指印するよう求めた。原告島田は、本件記載箇所が修正されていると信じ込み、本件弁解録取書2に署名指印を行った。

その後、原告島田は、実際には本件記載箇所が修正されていないことに気づき、 警部補に対して、強く抗議をした。 警部補は、抗議を受け、本件記載箇所を削除した弁解録取書を新たに作成した（以下、この際に新たに作成した弁解録取書を「本件弁解録取書3」という。）。

イ 警部補は、本件弁解録取後、本件弁解録取書2を意図的に裁断機にて裁断して廃棄した。その後、 警部補は、令和2年3月25日に、本件弁解録取の状況について、本件弁解録取書2を裁断した経緯を記載した被疑者取調状況報告書を作成しているが、当該報告書は実際の本件弁解録取書時の状況とは全く異なる虚偽の事実が数多く記載されていた。 警部補のこのような行為は、虚偽公文書作成罪（刑法156条）及び公用文書毀棄罪（刑法258条）に該当することすら疑われる違法行為である。

ウ 以上のとおり、本件弁解録取において、 警部補が、原告島田から弁解を聴取することなく本件弁解録取書2を作成し、詐術を用いてこれに署名指印させたこと、さらにその後、本件弁解録取書2を意図的に破棄するという犯罪と疑われる行為を行ってまで本件弁解録取書2の取得状況の実

態の隠蔽を図ったこと等に照らすと、本件弁解録取は、社会通念上相当と認められる方法ないし態様及び限度を超えた違法な取調べである。

(被告都の主張の要旨)

5 ア ■■■警部補は、本件弁解録取書2作成に際し、ドラフト(下書き)を作成し、原告島田の弁解を録取し、録取した内容を確認させた上で、原告島田に対し本件弁解録取書2の署名指印を求めた。これに対し、原告島田は、本件弁解録取書2に録取した内容を閲覧した上で誤りのないことを申し立て、欄外に指印し、末尾に署名指印した。したがって、■■■警部補は、原告島田の弁解を聞かずに、あらかじめ作成していた本件弁解録取書2に署名指印するよう求めたものではない。

10 イ 原告島田は、本件弁解録取書2作成に際し、本件記載箇所を削除するよう求めた。■■■警部補は、当該指摘に対し、社長と顧問の了承なく原告島田だけで方針を決めることは考えられないのではないかと申し向けた。原告島田は、「納得いかないが、確かにそれはそうです。」などと述べ、本件記載箇所に係る事実があったことを認めた。そのため、■■■警部補は、本件記載箇所の削除を行わずに本件弁解録取書2を作成した。原告島田が本件弁解録取書2を閲覧して誤りのないことを申し立て、欄外に指印した後、末尾に署名指印している。

15 原告島田は、本件弁解録取書2に署名指印後、同録取書を確認し、本件弁解録取書2はなかったことにしてほしい旨を述べた上で、本件記載箇所を削除すれば納得できると述べた。これを受け、■■■警部補は、本件記載箇所を削除した本件弁解録取書3を作成した。■■■警部補は、原告島田の要望に沿い、新たな本件弁解録取書3を作成している。

20 ウ ■■■警部補は、原告島田が本件弁解録取書2につき、なかったことにしてほしいと述べ、新たに原告島田の弁解を録取した弁解録取書3が作成されたことから、本件弁解録取書2を、東京地方検察庁への送致は不要であ

ると考え、裁断した。その後、■■■■警部補は、被疑者弁解録取状況報告書（丙A125）を作成して、本件弁解録取書2を裁断した経緯を明らかにしているから、原告らの主張は失当である。

エ 以上のとおり、本件弁解録取における具体的な事実関係の下で、その方法ないし態様が社会通念上相当と認められる限度を超えているとはいえないから、■■■■警部補の行為に国賠法上の違法はない。

(8) 争点(8)（損害の発生及び損害額）について
（原告らの主張の要旨）

ア 原告会社に生じた損害

（ア） 報道による名誉及び信用毀損

原告大川原ら3名が第1事件に係る本件逮捕をされた事実は、逮捕直後、警視庁公安部から報道機関にリークされ、原告会社の名称とともに複数の報道機関により大々的に報道され、原告会社の名誉及び信用は著しく毀損された。そして、その後の原告大川原ら3名の第2事件に係る本件逮捕並びに原告会社及び原告大川原ら3名についての本件公訴提起についても原告会社の社名とともに報道されており、これにより原告会社の名誉及び信用は更に毀損された。

また、本件逮捕及び勾留請求並びに本件公訴提起といった社会的評価を著しく低下させる事実が、複数の報道機関により不特定多数者に向けて何度も報道され、これにより、原告会社に勤める従業員らは、犯罪行為を行った企業の従業員というレッテルを貼られた状態で業務を行うことを余儀なくされたこと等を加味すれば、原告会社における名誉及び信用毀損による被害の大きさは計り知れない。

上記に加え、本件事件の経緯や、捜査機関の対応、原告会社が捜査に協力してきたことなども踏まえると、原告会社が受けた名誉及び信用毀損に係る損害は5000万円を下らない。

(イ) 原告大川原ら 3 名に対する報酬支払

原告会社は、原告大川原ら 3 名が本件逮捕及び勾留請求により不当に身体拘束されたことにより、同人らから報酬の対価として役務提供を受けることができなくなった。また、原告大川原及び原告島田が保釈された後も公訴棄却までの間、保釈条件による制約により同人らが原告会社の業務を事実上実施することができず、原告会社は同人らから報酬の対価としての役務提供を受けることができなくなった。このように原告会社が原告大川原ら 3 名から役務提供を受けることができなくなった期間中に原告会社が原告大川原ら 3 名に対して支払った報酬額は、原告大川原について 3 2 4 5 万円、亡相嶋について 3 0 万円、原告島田について 1 2 3 5 万円になる。

したがって、原告会社は、違法な本件逮捕及び勾留請求等がなければ同支払相当額の役務提供を受けることができたのであるから、原告会社は、同支払相当額合計 4 5 1 0 万円の損害を被ったといえる。

(ウ) 試験に要した費用

原告会社は、違法な本件逮捕及び勾留請求並びに本件公訴提起及び訴追行為により、訴訟上の防御活動の一環として、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに該当する性能を有しないことを立証するため、本件各噴霧乾燥器の同型器を用いた試験を実施することを余儀なくされ、以下のとおり合計 2 0 7 3 万 5 8 4 3 円の損害を被った。

a 使用料相当損害金

原告会社は、同社製の各噴霧乾燥器について、ユーザーが試験を実施する場合の使用料を定めた規程を設け実際に運用している。

原告会社は、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに該当する性能を有していないことを立証するため、本件噴霧乾燥器 1 については 2 6 回、本件噴霧乾燥器 2 については 4 6 回の試験を実施しており、原告会社

の上記規定によると、上記試験のために要した費用相当額は1040万円となる。

b 試験機材等購入費

原告会社は、上記72回の試験を実施するために、試験に必要な試験機材を購入しているところ、これら試験機材等の購入費は、合計199万7964円である。

c 人件費

原告会社が行った試験には、原告会社の従業員3名が関わっており、試験を実施している間、同人らは原告会社の本来の業務に一切従事できないにもかかわらず、原告会社は同人らに対し通常どおり給与を支払っており、その額は合計623万5169円となる。

また、原告会社は、上記試験を行うために、交通費、宿泊費等も上記3名に支払っており、その金額は合計210万2710万円となる。

したがって、原告会社は、違法な本件逮捕及び勾留請求並びに本件公訴提起及び訴訟追行により、人件費合計833万7879円の損害を被った。

(エ) 弁護士費用

原告会社は、本件各事件について原告会社及び原告大川原ら3名の弁護士らに対し、令和2年3月11日から同年7月31日までに弁護士報酬及び費用として合計7565万8586円を支払っており、今後、本件各事件に係る成功報酬として6310万4757円を支払う予定である。

以上のとおり、原告会社は、違法な本件逮捕及び勾留請求並びに公訴提起及び訴訟追行により、合計1億3876万3343円の損害を被った。

(オ) 本件訴訟に係る弁護士費用

さらに、本件訴訟に係る弁護士費用は、上記各損害の合計額 2 億 5 4 5 9 万 9 1 8 6 円の 1 0 % に相当する 2 5 4 5 万 9 9 1 8 円を下らない。

(カ) 以上のとおり、原告会社が被告らの違法な行為により被った損害は、合計 2 億 8 0 0 5 万 9 1 0 4 円を下らない。

5 イ 原告大川原に生じた損害及び損害額

(ア) 精神的損害

a 原告大川原は、本件逮捕及び勾留請求により、犯罪事実がないにもかかわらず、① 3 3 2 日間、身体拘束を余儀なくされ、② 4 2 日間、取調受忍義務を伴う取調べを受けたことにより、精神的苦痛を受けた。

10 また、原告大川原は、検察官の違法な本件公訴提起及びその後の訴訟追行により、③ 4 9 0 日間、刑事事件の被告人として不安定な地位に置かれることを余儀なくされたことにより、精神的苦痛を受けた。

b 原告大川原は、不当な本件逮捕及び勾留請求並びに本件公訴提起等により、原告大川原の家族が犯罪者の家族というレッテルを貼られた状態で日常生活を送ることを余儀なくされ、精神的苦痛を受けた。

15 さらに、原告大川原の第 1 事件に係る本件逮捕の事実は、逮捕直後、警視庁公安部から報道機関にリークされ、原告大川原の実名とともに複数の報道機関により大々的に報道され、原告大川原の名誉は著しく毀損された。その後、原告大川原の第 2 事件に係る本件逮捕及び勾留請求並びに本件公訴提起の事実も、原告大川原の実名とともに報道され、原告大川原の名誉は更に毀損された。

20 c 上記に加え、本件事件の経緯や、捜査機関の対応、原告らが捜査に協力してきたことなども踏まえると、原告大川原が受けた精神的苦痛を慰謝するに足りる金額は 5 0 0 0 万円を下らない。

25 (イ) 財産上の損害

原告大川原の代表取締役報酬は、第 1 事件に係る本件逮捕後代表取締

5 役としての業務を行うことが事実上できなくなったため、令和3年4月以降、月額205万円から月額145万円に減額された。原告大川原は、本来であれば、同月1日から公訴棄却がされる同年8月2日までの間、報酬減額相当額合計240万円を得ることができたにもかかわらず、違法な本件逮捕及び勾留請求に伴う不当な身柄拘束によりこれを得ることができなかった。

(ウ) 本件訴訟に係る弁護士費用は500万円を下らない。

10 (エ) 以上のとおり、原告大川原が違法な本件逮捕及び勾留請求並びに本件公訴提起等により被った精神的損害及び財産的損害の額は、少なくとも合計5740万円を下らず、同人が刑事補償法に基づき415万円の補償金を請求していることを踏まえたとしても、その損害額は合計5325万円を下らない。

ウ 原告島田に生じた損害

(ア) 精神的損害

15 a 原告島田は、本件逮捕及び勾留請求により、犯罪事実がないにもかかわらず、①332日間、身体拘束を余儀なくされ、②42日間、取調受忍義務を伴う取調べを受けたことにより、精神的苦痛を受けた。

また、原告島田は、検察官の違法な本件公訴提起及びその後の訴訟追行により、③490日間、刑事事件の被告人として不安定な地位に置かれることを余儀なくされたことにより、精神的苦痛を受けた。

20 b 原告島田は、■■■■警部補による長期にわたる違法な本件任意取調べ及び違法な本件弁解録取により、多大な精神的苦痛を受けた。

25 c さらに、原告島田は、不当な本件逮捕及び勾留請求並びに本件公訴提起等により、原告島田の家族が犯罪者の家族というレッテルを貼られた状態で日常生活を送ることを余儀なくされ、精神的苦痛を受けた。

さらに、原告島田の第1事件に係る本件逮捕の事実は、逮捕直後、

警視庁公安部から報道機関にリークされ、原告島田の実名とともに複数の報道機関により大々的に報道されたことで、原告島田の名誉は著しく毀損された。その後、第2事件に係る本件逮捕及び勾留請求並びに本件公訴提起についても原告島田は実名とともに報道されており、原告島田の名誉は更に毀損された。

d 上記に加え、本件事件の経緯や、捜査機関の対応、原告らが捜査に協力してきたことなども踏まえると、原告島田が受けた精神的苦痛を慰謝するに足りる金額は5000万円を下らない。

(イ) 財産上の損害

原告島田の取締役報酬は、第1事件に係る本件逮捕後取締役としての業務を行うことが事実上できなくなったため、令和2年7月以降、月額100万円から月額75万円に減額された。その後、原告島田は、保釈条件による制約により原告会社取締役としての業務を遂行することが事実上不可能であったため、令和3年3月31日に原告会社取締役を辞任して同社の嘱託従業員となり、報酬額は月額40万円に減額となった。原告島田は、本来であれば、令和2年7月1日から公訴棄却がされる令和3年8月2日までの間、報酬減額相当額合計465万円を得ることができたにもかかわらず、違法な本件逮捕及び勾留請求に伴う不当な身柄拘束及び保釈条件による制約によりこれを得ることができなかった。

(ウ) 本件訴訟に係る弁護士費用は、上記(ア)、(イ)の損害合計額の10%に相当する546万5000円を下らない。

(エ) 以上のとおり、原告島田が違法な本件逮捕及び勾留請求並びに本件公訴提起等により被った精神的損害及び財産的損害の額は、少なくとも合計6011万5000円を下らず、同人が刑事補償法に基づき415万円の補償金を請求していることを踏まえたとしても、その損害額は合計5596万5000円を下らない。

エ 亡相嶋並びに相続人である原告■■■■、原告■■■■及び原告■■■■に生じた損害

(ア) 亡相嶋に生じた精神的損害

5 a 亡相嶋は、本件逮捕及び勾留請求により、犯罪事実がないにもかかわらず、①332日間、身体拘束を余儀なくされ、②41日間、取調受忍義務を伴う取調べを受けたことにより、精神的苦痛を受けた。

また、亡相嶋は、検察官の違法な本件公訴提起及びその後の訴訟追行により、③314日間、刑事事件の被告人として不安定な地位に置かれることを余儀なくされたことにより、精神的苦痛を受けた。

10 b 亡相嶋は、不当な本件逮捕及び勾留請求並びに本件公訴提起等により、亡相嶋の家族が犯罪者の家族というレッテルを貼られた状態で日常生活を送ることを余儀なくされ、精神的苦痛を受けた。

さらに、亡相嶋の第1事件に係る本件逮捕の事実は、逮捕直後、警視庁公安部から報道機関にリークされ、亡相嶋の実名とともに複数の報道機関により大々的に報道され、亡相嶋の名誉は著しく毀損された。その後、本件第2事件に係る本件逮捕及び勾留請求並びに本件公訴提起についても亡相嶋は実名とともに報道されており、亡相嶋の名誉は更に毀損された。

15 c 上記に加え、亡相嶋は、体調が急変し、貧血症状を発症して輸血が必要な状況に至り、その症状から消化管出血が疑われた。このような症状に加え同人が高齢であったことも考慮すると、至急入院して直ちに専門医による治療が必要であった。かかる治療のため、弁護人が行った亡相嶋の保釈請求は検察官が反対したため棄却された。

20 さらに、亡相嶋は、その後、胃癌であることが判明し、入院による治療の必要性がより明らかになった。かかる治療のため、弁護人が行った亡相嶋の保釈請求は検察官が反対したため棄却された。亡相嶋は、

令和2年11月5日に勾留執行停止決定を得て入院したものの、令和3年2月7日に死亡した。

亡相嶋は、仮に本件逮捕及び勾留請求による不当な身体拘束がなく、通常の日常生活を送っていたら、より早期に貧血症状等の異変に気付いて胃癌を発見でき、より早期に胃癌の治療を開始することができた。また、亡相嶋は、少なくとも通常の日常生活を送っていたら、貧血症状等の異変が生じてから直ちに受診し、すぐさま胃癌の治療を開始することができた。亡相嶋は、現実よりも早期に胃癌の治療が開始できていれば、より効果的な治療を受けることができ、令和3年2月7日より延命することが可能であった。

亡相嶋は、違法な本件逮捕及び勾留請求並びに本件公訴提起等による不当な身体拘束により、受診及び治療の開始が遅延したために死期が早まった。さらに、亡相嶋は、家族と過ごす最期の時間が奪われ、残された時間も勾留執行停止の終期が迫る度に心身の負担にさらされ続けることとなった。亡相嶋は、一貫して無罪を主張し続けながら、公訴取消申立て及び公訴棄却による最低限の名誉回復すら見届けられなかった。

d 以上の事実からすると、亡相嶋が受けた精神的苦痛を慰謝するに足りる金額は1億円を下らない。

(イ) 亡相嶋に生じた財産的損害

亡相嶋は、原告会社と継続的な顧問契約を締結しており、第1事件に係る本件逮捕前まで報酬月額30万円を受け取っていた。しかし、亡相嶋は、第1事件に係る本件逮捕及び勾留請求により、令和2年3月31日をもって原告会社との顧問契約は終了となり、1日当たり1万円の顧問報酬を得られなくなった。したがって、亡相嶋は、違法な本件逮捕及び勾留請求等により、令和2年4月1日から令和3年2月7日の死亡時

までの間の顧問報酬相当額合計313万円の財産的損害を被った。

5 (ウ) 以上のとおり、違法な本件逮捕及び勾留請求並びに本件公訴提起等により亡相嶋が被った精神的損害及び財産的損害の額は、少なくとも合計1億0313万円を下らず、同人が刑事補償法に基づき297万5000円の補償金を請求していることを踏まえたとしても、その損害額は1億円を下らない。

そして、上記損害に係る損害賠償請求権のうち、亡相嶋の妻である原告■■■■が5000万円を、亡相嶋の子である原告■■■■及び原告■■■■が各自2500万円ずつを、それぞれ相続により取得した。

10 (エ) 原告■■■■、原告■■■■及び原告■■■■に生じた固有の損害

原告■■■■、原告■■■■及び原告■■■■は、亡相嶋に対する不当な本件逮捕及び勾留請求並びに本件公訴提起等により、犯罪者の家族というレッテルを貼られた状態で日常生活を送ることを余儀なくされたことにより多大な精神的苦痛を受けた。

15 さらに、亡相嶋は、原告■■■■にとっては最愛の夫、原告■■■■及び原告■■■■にとっては敬愛する父であり、不当な身柄拘束により受診及び治療の開始が遅滞したため、その死期が早められた。これにより、原告■■■■、原告■■■■及び原告■■■■は、亡相嶋と過ごすかけがえのない時間が奪われた。

20 また、原告■■■■、原告■■■■及び原告■■■■は、亡相嶋の闘病生活を支える間も、勾留執行停止の終期が迫る度に心身の負担にさらされ続けた。

以上の各事実から、原告■■■■、原告■■■■及び原告■■■■も精神的苦痛を受け、同人らに固有の慰謝料請求権が認められるべきであり、その金額は各自2000万円を下らない。

25 (オ) 弁護士費用

本件訴訟に係る弁護士費用は、上記損害の合計額の10%に相当し、

原告■■■■につき700万円、原告■■■■及び原告■■■■につき各自450万円を下らない。

(カ) 以上のとおり、原告■■■■には合計7700万円、原告■■■■及び原告■■■■には各自合計4950万円の損害賠償請求権が認められる。

5 (被告国の主張の要旨)

知らないし争う。

(被告都の主張の要旨)

知らないし争う。

第3 当裁判所の判断

10 1 争点(1)ないし(3) (本件要件ハ捜査機関解釈を採用したことが不合理といえるか) について

(1) 捜査機関の国賠法上の違法性の判断基準について

刑事事件において無罪の判決が確定したというだけで直ちに起訴前の逮捕・勾留請求、公訴の提起・追行及び起訴後の勾留が違法となることはない。逮捕・勾留請求は、その時点において犯罪の嫌疑について相当な理由があり、かつ、必要性が認められるかぎり適法である。また、公訴の提起は、検察官が裁判所に対して犯罪の成否、刑罰権の存否につき審判を求める意思表示にほかならないから、公訴提起時又は公訴追行時における検察官の心証は、その性質上、判決時における裁判官の心証と異なり、公訴提起時又は公訴追行時における各種の証拠資料を総合勘案して合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑があれば足りるものと解される。(最高裁判所昭和49年(オ)第419号同53年10月20日第二小法廷判決・民集32巻7号1367頁参照)

25 そして、逮捕・勾留請求等に関する捜査機関の判断については、その時点で現に収集した証拠資料及び通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料を総合勘案して、その判断に合理的な根拠が客観的に欠如している

5
10
15
20
25
30
35
40
45
50
55
60
65
70
75
80
85
90
95
100
105
110
115
120
125
130
135
140
145
150
155
160
165
170
175
180
185
190
195
200
205
210
215
220
225
230
235
240
245
250
255
260
265
270
275
280
285
290
295
300
305
310
315
320
325
330
335
340
345
350
355
360
365
370
375
380
385
390
395
400
405
410
415
420
425
430
435
440
445
450
455
460
465
470
475
480
485
490
495
500
505
510
515
520
525
530
535
540
545
550
555
560
565
570
575
580
585
590
595
600
605
610
615
620
625
630
635
640
645
650
655
660
665
670
675
680
685
690
695
700
705
710
715
720
725
730
735
740
745
750
755
760
765
770
775
780
785
790
795
800
805
810
815
820
825
830
835
840
845
850
855
860
865
870
875
880
885
890
895
900
905
910
915
920
925
930
935
940
945
950
955
960
965
970
975
980
985
990
995

ことが明らかであるにもかかわらず、あえて捜査を開始又は継続したと認め得るような事情がある場合に限り、その捜査について国賠法1条1項の適用上の違法の評価を受けるものと解するのが相当である。また、公訴の提起に関しては、公訴の提起時において、検察官が現に収集した証拠資料及び通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料を総合勘案して合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑があれば、公訴提起は違法性を欠くものと解するのが相当である。（最高裁判所昭和59年（オ）第103号平成元年6月29日第一小法廷判決・民集43巻6号664頁参照、最高裁判所平成4年（オ）第77号平成8年3月8日第二小法廷判決・民集50巻3号408頁参照）

(2) 認定事実

前記前提事実、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 噴霧乾燥器に関する規制

15
20
25
30
35
40
45
50
55
60
65
70
75
80
85
90
95
100
105
110
115
120
125
130
135
140
145
150
155
160
165
170
175
180
185
190
195
200
205
210
215
220
225
230
235
240
245
250
255
260
265
270
275
280
285
290
295
300
305
310
315
320
325
330
335
340
345
350
355
360
365
370
375
380
385
390
395
400
405
410
415
420
425
430
435
440
445
450
455
460
465
470
475
480
485
490
495
500
505
510
515
520
525
530
535
540
545
550
555
560
565
570
575
580
585
590
595
600
605
610
615
620
625
630
635
640
645
650
655
660
665
670
675
680
685
690
695
700
705
710
715
720
725
730
735
740
745
750
755
760
765
770
775
780
785
790
795
800
805
810
815
820
825
830
835
840
845
850
855
860
865
870
875
880
885
890
895
900
905
910
915
920
925
930
935
940
945
950
955
960
965
970
975
980
985
990
995

(ア) 先進国を中心とした複数の国々では、先進国が保有する高度な貨物や技術が、大量破壊兵器等の開発や製造等に関与している懸念国やテロリスト等の懸念組織に渡ることを未然に防ぐための枠組みとして国際輸出管理レジームを組織している。このうち、生物化学兵器の拡散防止を目的としているのがAGであり、我が国もこれに参加している。

20
25
30
35
40
45
50
55
60
65
70
75
80
85
90
95
100
105
110
115
120
125
130
135
140
145
150
155
160
165
170
175
180
185
190
195
200
205
210
215
220
225
230
235
240
245
250
255
260
265
270
275
280
285
290
295
300
305
310
315
320
325
330
335
340
345
350
355
360
365
370
375
380
385
390
395
400
405
410
415
420
425
430
435
440
445
450
455
460
465
470
475
480
485
490
495
500
505
510
515
520
525
530
535
540
545
550
555
560
565
570
575
580
585
590
595
600
605
610
615
620
625
630
635
640
645
650
655
660
665
670
675
680
685
690
695
700
705
710
715
720
725
730
735
740
745
750
755
760
765
770
775
780
785
790
795
800
805
810
815
820
825
830
835
840
845
850
855
860
865
870
875
880
885
890
895
900
905
910
915
920
925
930
935
940
945
950
955
960
965
970
975
980
985
990
995

このAGは、法的拘束力を持つ国際約束に基づく枠組みではなく、そこでの合意は法的拘束力を持つものではない。そのため、参加各国は、AGの下で行われる情報交換、政策協調を自国の輸出管理に反映させ、AGで合意されたリストに掲載された品目について、国内法令に基づいて輸出管理を実施している。

(甲2〔3、4頁〕、乙4、丙28)

(イ) 平成25年のAGにおいて、以下の①ないし③の要件を満たす噴霧乾

燥器を規制対象とすることが合意された（AG合意）。

- ① 水分蒸発量0.4Kg/h以上、400Kg/h以下のもの
- ② 既存の設備で、若しくは要求される平均粒子径を製造できる噴霧ノズルへの最小の部品交換によって、平均粒子径10μm以下の粉体を製造することが可能なもの
- ③ 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの（原文は「capable of being sterilized or disinfected in situ」）

このAG合意を受けて、我が国でも、輸出令別表第1・3の2の項(2)に新たに「噴霧乾燥器」（5の2）を加える政令の改正を行うとともに、規制対象となる噴霧乾燥器の性能に関して、以下のイないしハの各要件を定める本件省令の改正を行い、これらは同年10月15日から施行された。

イ 水分蒸発量が一時間当たり0.4Kg以上400Kg以下のもの

ロ 平均粒子径10μm以下の製品を製造することが可能なもの又は噴霧乾燥器の最小の部分品の変更で平均粒子径10μm以下の製品を製造することが可能なもの

ハ 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの（本件要件ハ）

（甲3〔1、2頁〕、4、5〔43、44頁〕、9〔4、9頁〕）

(ウ) AGでは噴霧乾燥器を規制するのに先立ち、クロスフローろ過用の装置又はその部分品（以下「クロスフローろ過用装置等」という。）について、輸出規制の対象とする旨合意するとともに、規制対象となるクロスフローろ過用装置等の特徴の一つとして、「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」（原文は「capable of being sterilized or disinfected in-situ」）（上記イの③の要件と同じもの）とすることを合意した。そして、AGでは、この要件について、以

下の定義を定めている。

すなわち、「sterilized」（滅菌）とは、物理的手法（例えば蒸気）又は化学物質の使用を通じて当該装置から全ての生きた微生物を除去することを意味する。「disinfected」（原告らは「消毒」と訳している。）とは、殺菌効果のある化学物質の使用を通じて当該装置中の潜在的な微生物の感染能力を破壊することを意味する（クロスフローろ過装置AG定義）。

（甲3〔1、2、7、8頁〕）

(エ) これを受けて我が国でも、クロスフローろ過用装置等を輸出規制の対象とした上で、本件省令において、その規制要件の一つとして本件要件ハと同じ文言の要件（「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」）を定めた（輸出令別表第1・3の2の項(2)4・本件省令第2条の2第2項4号ロ(-)、顕著な事実、弁論の全趣旨）。

その上で、経産省は、輸出令及び本件省令の運用に関する本件通達において、輸出令別表第1・3の2中の「滅菌又は殺菌をすることができるもの」とは「物理的手法（例えば、蒸気の使用）あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるものをいう。」と解釈することを明らかにした（本件通達1-1(7)(イ)。

乙3〔1079、1116頁〕）。

(オ) その後、新たに規制対象に加えられた噴霧乾燥器も、クロスフローろ過用装置等と同じく輸出令別表第1・3の2内に併記された。そのため、本件通達が示す上記解釈は、クロスフローろ過用装置等及び噴霧乾燥器に共通する「滅菌又は殺菌をすることができるもの」という文言の解釈を示す体裁となった。なお、経産省は、本件通達における「滅菌又は殺菌をすることができるもの」について、噴霧乾燥器の場合には異なった

解釈を採るべきである旨を示す通達等は発出していない。(弁論の全趣旨)

5 (カ) 本件省令では、軍用の細菌製剤の原料となる生物等の輸出を規制しており、その対象となる細菌としてウェルシュ菌、コレラ菌、志賀赤痢菌、炭疽菌、腸管出血性大腸菌等を列挙しているが(本件省令2条の2第1項2号)、「滅菌又は殺菌をすることができるもの」(本件要件ハ)の対象となる細菌については特に指定はしていない(顕著な事実)。

10 (キ) また、本件省令では、規制対象となる噴霧乾燥器の仕様に関し、製造した粉体を回収する際に作業者が粉体にさらされることを防止する構造(曝露防止構造)を備えている必要があるかについては明記していない(顕著な事実)。

15 (ク) AG合意が示す「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」の解釈(クロスフローろ過装置AG定義)と、本件通達を示す「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」の解釈を比較すると、前者は滅菌の方法については物理的手法及び化学物質の使用を含むとする一方で、殺菌(原告らの訳では「消毒」)の方法については化学物質の使用に限定しているのに対し、後者は滅菌及び殺菌のいずれについても物理的手法及び化学物質の使用による場合を含むとしており、殺菌の方法を化学物質の使用に限定していない点に差異が存在する。

20 イ 経産省と警視庁公安部との打合わせ等

(ア) 警視庁公安部は、平成29年5月頃、原告会社が外為法上の経済産業大臣の許可を要する噴霧乾燥器を、許可を得ずに輸出している疑いがあるとして、捜査を開始した。

25 警視庁公安部は、原告会社の製造した噴霧乾燥器が本件要件ハに該当するかを検討するため、本件要件ハの文言である「殺菌」の解釈や細菌



が死滅する温度等に関して専門的知見を有する学者等から事情を聴取するほか、噴霧乾燥器の性能や特徴に関して噴霧乾燥器のメーカーの技術担当者等から事情を聴取した。警視庁公安部は、平成29年10月6日から、貿易管理制度の運用や法令解釈等を主たる業務とする経産省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課（以下「貿易管理課」という。）に法令の解釈や要件充足性を判断するための実験の在り方等について意見を求め、平成30年2月までの間に合計13回にわたって同課と打合わせを行った。その結果、警視庁公安部は、本件要件ハについて、殺菌とは「機器装置内の特定又は不特定多数の病原菌等有害な菌を全て死滅させること」であるとした上で、本件通達解釈を踏まえ、①滅菌又は殺菌は乾熱滅菌による方法も含まれること、②滅菌又は殺菌の対象は本件省令2条の2第1項2号で規定された細菌のうち特定の一種類でもよいこと、③噴霧乾燥器に粉体回収時等に操作者に粉体が曝露することを防ぐ機能（曝露防止機能）が備わっている必要はないことという解釈（本件要件ハ捜査機関解釈）で捜査を進めることとした。

(甲157、158、乙8の1ないし49、丙5、10〔資料22〕、11、丙A59ないし61、65、126ないし156、証人■■■■（同人の陳述書（乙9）を含む。以下同じ。乙9〔1ないし4頁〕、2ないし10、25ないし27頁）、証人■■■■（同人の陳述書（丙38）も含む。以下同じ。1、2、18、27頁）、証人■■■■（同人の陳述書（乙14）を含む。以下同じ。乙14〔2頁〕、1、2、11、27、33頁）)

(イ) 警視庁公安部は、これを前提に、平成30年8月3日、捜査報告書を添付した上で、原告会社の本件噴霧乾燥器1が本件省令で規制対象となっている噴霧乾燥器に該当するかの捜査関係事項照会書を貿易管理課宛てに送付し（丙2）、同月10日、貿易管理課長名で、添付の資料を前

提にすれば該当すると思われる旨の回答を得た（丙3）。さらに、警視
庁公安部は、令和元年7月26日、捜査報告書を添付した上で、原告会
社の本件噴霧乾燥器2に関しても同様の照会を行い（丙8）、同年8月
9日、同課長名で、添付の資料を前提にすれば該当すると思われる旨の
5 回答を得た（丙9）。

(ウ) 警視庁公安部は、上記捜査関係事項照会書への回答を受けた後、捜査
を進め、本件各事件に係る本件逮捕を行った。

また、東京地方検察庁の[REDACTED]検事も、警視庁公安部と同様、本件要件
ハ捜査機関解釈を前提に、本件各事件に係る本件勾留請求・勾留延長請
10 求を行った上で、各本件公訴提起に至った。

(前記前提事実(4)ウ、エ)

(3) 検討

ア 認定事実ア(イ)からすると、我が国が噴霧乾燥器を輸出規制の対象とし
たのはAGでの合意に基づくものであり、そのAG合意では、規制対象と
15 なる噴霧乾燥器の性能について、経産省が定めた本件通達とは異なる定義
(認定事実ア(ク))をしていることが認められる。

しかし、上記のAG合意は、直ちに内国法として法的拘束力を生じるも
のではなく、輸出規制立法の在り方はAG参加各国の政府に裁量を与えら
れているものといえる（認定事実ア(ア)）。

そして、我が国において、輸出規制の要件を定めているのは外為法、そ
20 の委任を受けた輸出令及びその委任を受けた本件省令等であり（関係法令
等の定め(1)ないし(3)）、これらの法令を所管し、その解釈権限を有してい
るのは経産省である（認定事実ア(エ)、弁論の全趣旨）。

イ 警視庁公安部は、本件要件ハの解釈等に関連して、貿易管理課との間で
25 複数回にわたり相談を行った上で、本件要件ハ捜査機関解釈を採ることを
決め、これを前提にして、同課に対して、本件各噴霧乾燥器が外為法上の

規制対象物件に該当するかの捜査関係事項照会書を送付し、同課から該当する旨の回答を得て捜査を進めていたことが認められる（認定事実イ(ア)(イ)）。

ウ そして、本件要件ハ捜査機関解釈は、経産省の発出する本件通達の示す解釈（「滅菌又は殺菌をすることができるもの」とは「物理的手法（例えば、蒸気の使用）あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるものをいう。」）を前提としているところ（認定事実イ(ア)）、①本件通達が示す上記解釈は、噴霧乾燥器も列記されている輸出令別表第1・3の2における「滅菌又は殺菌をすることができるもの」の解釈として示されている（認定事実イ(ア)）のであるから、これが噴霧乾燥器に関する本件要件ハにも及ぶと考えるのは自然である。それに加えて、本件通達の文理と本件要件ハ捜査機関解釈を照らし合わせると、②本件通達は、滅菌及び殺菌の方法について物理的手法及び化学物質の使用による場合を含むとし、化学物質の使用に限定していない（認定事実ア(ク)）から、乾熱殺菌を含むとする解釈は文理に反していない。また、③本件通達では、滅菌又は殺菌の対象となる細菌は特定されていない（認定事実ア(カ)）上、一種類の細菌でも滅菌又は殺菌ができるのであれば生物兵器の製造は可能であることからすると、対象細菌はいずれか一種類の細菌でよいとする解釈は不自然とはいえない。さらに、④本件通達には曝露防止のための構造を備えている必要がある旨は記載されていない（認定事実ア(キ)）ことからすると、それが不要であるとの解釈も不自然ではない。

したがって、本件要件ハ捜査機関解釈は、本件通達の文言等に照らして不合理とはいえない。

エ 以上からすると、警視庁公安部は、輸出規制の対象となる外為法等の解釈権限がある経産省に確認した上で、本件要件ハ捜査機関解釈を採用して

おり、少なくとも本件要件ハの解釈に関する限りでは、捜査機関として通常要求される捜査は尽くしていたものといえる。そして、本件要件ハ捜査機関解釈は本件通達の文言等に照らして不合理とはいえないのであるから、同解釈を採用したことについて合理的な根拠が客観的に欠如していることが明らかということとはできない。

そうすると、警視庁公安部による本件逮捕に関して、本件要件ハ捜査機関解釈を採用したことが、直ちに国賠法1条1項に照らし違法であるということとはできない。

同様に■■■■検事による本件勾留請求及びその延長請求に関しても、上記の事情に照らせば、本件要件ハ捜査機関解釈を採用したことが、違法ということとはできない。

オ また、■■■■検事による本件公訴提起に関しても、本件要件ハ捜査機関解釈を採用したことに關しては不合理とはいえないから、これだけで合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑がないということとはできず、違法とすることはできない。

(4) 原告らの主張について

ア 原告らは、本件通達は、法令の委任を受けたものではなく、行政庁内部の運用基準にすぎない上、その内容はAG合意を誤訳したものであって、本件要件ハの解釈基準として採用することはできない旨主張する。

確かに、本件通達は法令の委任を受けたものではない。しかしながら、
①AGでの合意は、直ちに内国法として法的拘束力を生じるものではなく（認定事実ア(ア)）、規制要件の定め方は加盟各国に委ねられていること、
②我が国において、輸出規制の要件を定める外為法、その委任を受けた輸出令、その委任を受けた本件省令等を所管し、解釈権限を有するのは経産省であること（前記(3)ア）からすると、本件通達は、刑事事件において直ちに本件要件ハ該当性の解釈基準にならないとしても、その内容は一応の

通用力を有すると考えられるのであるから、警視庁公安部が本件通達の示す解釈を前提とした本件要件ハ捜査機関解釈を採用したことが合理的な根拠が客観的に欠如していることが明らかであるとまではいえない。

イ また、原告らは、本件通達は、輸出者らに周知されていない上、経産省が平成25年10月に噴霧乾燥器に関する規制を導入した際、マトリクス表の噴霧乾燥器の欄に本件通達解釈の内容を記載していなかったことなどから、本件通達を基礎とした秩序ないし社会通念は形成されていないとして、本件通達は本件要件ハの解釈基準とはなり得ない旨主張する。

しかし、本件通達自体は、経産省が発出したものであり、同省のホームページを通じて周知されている（弁論の全趣旨）。また、輸出管理規制の対象となるかの該非判定は外為法、その委任を受けた輸出令、その委任を受けた本件省令等により行うものであり、マトリクス表はあくまでその該非判定を簡便に行うツールにすぎないから、マトリクス表に記載されていないからといって、本件通達が噴霧乾燥器に関する本件要件ハの解釈の基準にならないとはいえない。

ウ また、本件要件ハ捜査機関解釈のうち、曝露防止機能を備えている必要がないとする点に関し、原告らは、本件要件ハの趣旨は、製造前後における作業者の曝露防止であり、CISTECが発行する「輸出管理品目ガイドダンス」においても、噴霧乾燥器の規制要件として曝露防止が明記されているから、曝露防止のための構造を備えていることが規制要件でないとは判断したことは不合理である旨主張する。

しかしながら、外為法の委任立法である輸出令の委任を受けた本件省令は、規制対象となる噴霧乾燥器の仕様に関し、曝露防止構造を備えている必要があるかについて明記していない（認定事実ア(キ)）。また、「輸出管理品目ガイドダンス」は、一般財団法人であるCISTECが作成したものであり（甲5、6）、外為法及びその委任立法である輸出令

等を所管し、その解釈権限を有している経産省が作成したものでないから、上記ガイダンスの記載をもって、本件要件ハの趣旨を解釈することはできない。よって、原告らの上記主張は採用できない。

エ なお、原告らは、警視庁公安部が本件要件ハ捜査機関解釈を採用する根拠の一つとして挙げた有識者らの意見について、そもそも有識者らが述べていない内容であり根拠とはなり得ないとも主張する。

しかし、警視庁公安部は、上記(3)のとおり、本件要件ハ捜査機関解釈を採用するに当たり、外為法等の解釈権限を有する経産省が、本件通達等を踏まえ本件要件ハ捜査機関解釈について同様の見解を示していることを確認しており、その内容も本件通達の文言等に照らして不合理とはいえないことからすると、仮に警視庁公安部の有識者らへの聴取に一部不適切な点があったとしても、この点をもって合理的な根拠が客観的に欠如していることが明らかとはいえない。以上からすると、原告らの上記主張はいずれも採用できず、その他の原告らの主張を見ても警視庁公安部及び検察官が本件要件ハ捜査機関解釈を採用したこと自体をもって合理的な根拠が客観的に欠如していることが明らかであると認めるに足りるものはない。

2 争点(4)及び(5) (本件要件ハ捜査機関解釈を前提に本件各噴霧乾燥器が規制対象に当たると判断したことが不合理といえるか) について

(1) 認定事実

前記前提事実、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 警視庁公安部の捜査方針の概要

警視庁公安部は、平成29年5月頃から、原告会社に対する外為法違反の捜査を開始した。

外為法違反の立件に関しては、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハを満たすか(客観的構成要件該当性)が主な問題であったことから、警視庁公安部

は、まずはこの点を明らかにした上で、その後に原告大川原ら3名の故意及び共謀状況の捜査を行うこととした。

(証人■■■■(同人の陳述書(乙10)も含む。以下同じ。45、46頁)、
証人■■■■(乙9〔1頁〕))

5 イ 客観的構成要件該当性に関する捜査

警視庁公安部は、以下のとおり、大別して、噴霧乾燥器のユーザー、噴霧乾燥器のメーカー及び細菌等に関する学識を有する専門家からの事情聴取のほか、前記1(2)イのとおり、貿易管理課への相談を行った。

10 (ア) 警視庁公安部は、平成29年5月から同年12月にかけて、複数の噴霧乾燥器のユーザーに聴き取りを行った。その結果、①ユーザーは、製品の汚染を防止するため、噴霧乾燥器の使用後には洗浄等のメンテナンスを行っていること、②メンテナンスの際に噴霧乾燥器内を殺菌する場合は、CIP機能(自動洗浄装置)付きの噴霧乾燥器であればこれを利用し、同機能を備えていない機種では分解洗浄を行うのが一般的であり、
15 付属のヒーター等で内部に熱風を送り込む空焚きの方法のみによって内部の殺菌を行うことはしていないこと、③他方で、空焚きによっても内部の細菌は一定数死滅すると考えられることなどを聴取した。(乙8の1ないし17・26、証人■■■■(乙9〔2頁〕、3頁))

20 (イ) また、警視庁公安部は、平成29年5月から同年7月にかけて、噴霧乾燥器のメーカーに聴き取りを行った。聴き取りの結果によれば、CIP機能が付いていないものは本件要件へには該当しないとの意見もあったが(乙8の18)、その一方で、空焚きすれば一定程度の細菌を死滅させられるから、本件要件へに該当し得るとして、外為法における輸出許可申請を行ったメーカーがあることも把握した(乙8の19)。

25 (ウ) さらに、警視庁公安部は、平成29年5月から同年12月にかけて、病原体や細菌についての専門的知識を有する複数の大学教授らから、一

一般的な「滅菌」、「殺菌」の定義、細菌の種類及びその死滅条件等を聴取した（乙8の27ないし48）。

その結果、①病原性微生物のうち、芽胞を形成する細菌は、物理的・化学的処理に対する抵抗性が強く、全ての細菌を死滅させるには、乾熱であれば160℃の温度で30分以上を要する一方、芽胞を形成しない細菌であれば100℃前後の乾熱で1分加熱すれば完全に死滅させることができること（乙8の32）、②芽胞を形成しない代表的な細菌としては大腸菌（本件省令2条の2第1項2号にも規定されるO157等の腸管出血性大腸菌も含む。）やペスト菌等があること（丙A128）、③大腸菌（腸管出血性大腸菌O157）は、100℃前後の乾熱で殺すことができること（乙8の34）、④ペスト菌は、熱に対する抵抗性が大腸菌とほぼ同じか若干弱い程度であること（乙8の34）などを聴取した。

また、噴霧乾燥器の殺菌性能を立証する方法に関しても、芽胞を形成する細菌以外は全て100℃の乾熱を当て続ければ乾燥と熱により死滅することから、当該噴霧乾燥器がどの程度の時間にわたり安定して内部の温度を100℃以上に保てるかを調べた上で、同様の温度・時間の条件に設定した乾熱滅菌器を用いて細菌が死滅するかを検証することで十分であり、対象の噴霧乾燥器を実際に使用して殺菌実験を行うまでの必要はないとの意見を聴取した（乙8の41）。

さらに、噴霧乾燥器で粉体となった場合の細菌の死滅条件が異なるかについては、①その製造工程において、機器装置内部に粒子が重なり合っ
て付着したとしても、芽胞を形成しない細菌であれば、100℃程度の乾熱で細菌全体の水分が枯渇するため死滅すること、②噴霧乾燥器による乾熱処理で機器装置内部の細菌が焦げ付いたとしても、熱の浸透が
やや遅くはなるが、最終的には細菌の内部まで熱が行き渡り死滅するこ

となどの説明を受けた。(丙A139)

5 (エ) また、警視庁公安部は、上記の事情聴取と並行して平成29年10月頃から行っていた貿易管理課との打合せも踏まえ、「殺菌」とは「機器装置内の特定又は不特定多数の病原菌等有害な菌を全て死滅させること」であるとした上で、本件要件ハについては、本件要件ハ捜査機関解釈を採用することにした(前記1(2)イ(ア))。

10 (オ) このような事情聴取や検討の結果、警視庁公安部は、本件要件ハ捜査機関解釈を前提に、本件要件ハに該当するには本件省令2条の2第1項2号に規定されている細菌のうち一種類以上の細菌について機器装置内で全て死滅させることができれば足りるとの判断の下に(前記1(2)イ(ア))、具体的な該当性判断に関しては、噴霧乾燥器によって粉体化した場合でも細菌の死滅条件は異ならないとの意見を受けて(上記ウ)、①乾熱滅菌器を用いて、本件省令2条の2第1項2号に規定されている細菌が死滅する温度及び死滅するまでの時間を明らかにした上で、②本件
15 各噴霧乾燥器を空焚き運転して、機器内を同様の時間・上記の温度を維持することができることを証明できればよいと判断した。

(証人■■■■(5頁)、証人■■■■(乙9〔3頁〕、4ないし6頁))

ウ 乾熱滅菌器による細菌の死滅実験

20 警視庁公安部は、有識者らに対し、本件省令2条の2第1項2号に規定されている細菌が死滅する温度及び時間を測定する実験を依頼し、以下の報告を受けた。

25 (ア) ■■■■大学■■■■教授は、平成30年2月19日、警視庁公安部に対し、芽胞を形成する細菌であるウェルシュ菌及び芽胞を形成しない細菌である大腸菌が、内部を110℃及び120℃にした状態で2時間維持した乾熱滅菌器内でいずれも完全に死滅したとする実験結果を伝えた。

(イ) ■■■■大学■■■■准教授は、平成30年5月17日、警視庁公安部に対

し、90℃120分間の熱処理によって乾燥状態であっても感染性のある大腸菌（EHEC 0157 Sakai 株）は死滅するとの実験結果を伝えた。

5 (ウ) 警察庁科学警察研究所長は、平成31年3月15日、警視庁公安部に対し、ペスト菌及び野兔病菌は、75℃以上の乾熱温度条件で1時間加熱したところ滅菌されたと伝えた。

(丙4〔資料15、16〕、10〔資料22〕、13、15、丙A59、
証人 [] (乙9〔1頁〕)、弁論の全趣旨)

エ 本件各噴霧乾燥器の温度測定

10 (ア) [] からの聴取

警視庁公安部は、平成29年12月25日及び平成30年3月12日、
噴霧乾燥器等のシステム設計や機器設置などを行うエンジニアリング会社である [] の技術部署を統括する技術営業部本部長に対し、一般的な噴霧乾燥器の図面を示し、最低温箇所について意見聴取した。

15 同社の技術営業部本部長は、実際に測定したことがないため理論上の推測になるとした上で、噴霧乾燥器では乾燥室以降は温度を上げる装置がなく、装置末端の排風機に行くほど温度が下がると考えられることや熱風が上昇する特性があることから、①装置末端の排風機後にある管、②サイクロンの下部、又は③バグフィルタ内下部である回収容器との接合部分（バグフィルタの下部）ではないかとの意見を述べた。

20 警視庁公安部は [] の説明を受け、上記①ないし③を中心に温度測定をすることとした。

(乙8の24、丙4〔資料6〕、丙A132、証人 [] (1、43
頁))

25 (イ) 本件噴霧乾燥器1の温度測定実験

a 警視庁公安部は、平成30年3月22日、本件噴霧乾燥器1と同型

器によって、空焚きの方法による温度測定を行い（入口設定温度は最高で220℃）、①装置末端の排風機後の管、②サイクロンの下部及び③バグフィルタの下部のほか、同箇所付近及び乾燥室内上部等の合計10か所の温度を測定した。

測定の結果、本件噴霧乾燥器1の同型器では、測定した箇所のうちバグフィルタ回収容器（「バグフィルタの下部」）部分の到達温度は90℃であり、他の箇所と比べて最も低かった。

（丙6）

b 警視庁公安部は、平成30年7月11日、上記aの実験の結果から本件噴霧乾燥器1の最低温箇所は「バグフィルタの下部」であると特定した上で、前回の実験よりも送り込む熱風の設定温度を上げて再度の測定を行った（入口設定温度は最高で240℃）。その結果、バグフィルタの下部は、最高温度が118.1℃、100℃以上の継続時間が6時間1分、110℃以上の継続時間が5時間4分、115℃以上の継続時間が4時間18分、117℃以上の継続時間が3時間7分であった。（丙7）

(ウ) [redacted]からの聴取及び本件噴霧乾燥器2の温度測定実験

a 警視庁公安部は、本件噴霧乾燥器2に係る温度実験を実施する令和元年5月9日より前に、[redacted]の技術営業部本部長に対し、本件噴霧乾燥器2の見取図及び製品カタログの写しを示し、最低温度と考えられる箇所について意見聴取した。同技術営業部本部長は、本件噴霧乾燥器2についても、乾燥室以降は温度を上げる装置はないから、装置末端の方が低温であると考えられる上、熱風は上部へ上る特性があることも考慮すると、①ダクト内、又は②サイクロンの下部であると考えられる旨説明した。警視庁公安部は、これを受け、上記①、②の箇所の温度測定実験を行うこととした。（丙10〔資料9〕、

証人■■■■(同人の陳述書(乙12)も含む。以下同じ。12、13、15頁)、証人■■■■(9、10頁)

b 警視庁公安部は、令和元年5月9日、本件噴霧乾燥器2の最低温箇所の特定のため、本件噴霧乾燥器2と同型器を使用して、空焚きの方法により、①ダクト内及び②サイクロン下部の温度測定実験を実施した(入口設定温度は最高で250℃)。

実験の結果、サイクロンの下部は、最高温度が126.6℃、100℃以上の継続時間が4時間36分、110℃以上の継続時間が4時間31分であり、ダクト内については、最高温度が117.1℃、100℃以上の継続時間が4時間26分、110℃以上の継続時間が3時間30分であった。

(丙14)

(エ) 警視庁公安部の客観的構成要件該当性の判断

警視庁公安部は、上記各温度測定の結果から、本件各噴霧乾燥器の最低温箇所は、本件噴霧乾燥器1が「バグフィルタの下部」、本件噴霧乾燥器2が「ダクト内」とであると判断した上、これらの箇所の温度及びその継続時間と前記ウ(ア)ないし(ウ)の乾熱滅菌器による実験結果を比較すると、本件各噴霧乾燥器は空焚きの方法によって大腸菌、ペスト菌等を死滅させられると考え、本件各噴霧乾燥器はいずれも本件要件ハを満たしていると判断した(証人■■■■(45、46頁)、弁論の全趣旨)。

オ 原告会社の関係者に対する取調べ

警視庁公安部は、平成30年10月、原告会社に対する捜索・差押えを実施し、その後、同年12月から令和2年1月までの間、原告会社の従業員等への取調べを実施した(前提事実(4)アイ、弁論の全趣旨)。

(ア) 原告会社の従業員等の供述

a 原告会社の取締役である■■■■は、平成30年12月14日、

警視庁公安部による取調べにおいて、取調官に対し、原告会社の噴霧乾燥器内部の乾燥室内、サイクロン付近にある圧力センサーの部分は袋小路になっており熱風が通り抜けられないため温度が上がりにくく、同箇所の温度は相当低くなるはずであると伝えた。また、原告

5 会社のエンジニアリング部に所属する[]も、同月25日、警視庁公安部による取調べにおいて、取調官に対し、原告会社の噴霧乾燥器内部には計測器を設置する測定口が存在すること、そして測定口は袋小路になっているため、熱風が流れないなどの理由により温度が上がらないはずであると伝えた。(甲23、24、証人[]

10 (同人の陳述書(乙11))を含む。以下同じ。7、8、26、36頁)、証人[](同人の陳述書(乙13))を含む。以下同じ。8、32頁)、証人[](20頁)

b 亡相嶋は、平成31年1月28日頃、警視庁公安部による取調べにおいて、取調官に対し、噴霧乾燥器のマンホール、のぞき窓、温度計座、差圧計座及び導圧管等極端に温度の低い箇所があることから、完全な殺菌はできないと伝えた。なお、亡相嶋は、原告会社において、噴霧乾燥器等の設計を担当していた。

15

(甲27、丙A69、75、証人[](45頁)、証人[](35、36頁)、証人[](8、9頁))

20 (イ) 本件の捜査を指揮していた[]警部(以下「[]警部」という。)は、警視庁公安部内の捜査会議において、原告会社の従業員が本件各噴霧乾燥器内には熱風が行きわたらずに温度が上がりにくくなる箇所がある旨供述しているとの報告を受けたが、指摘されている箇所について再度の温度測定は行わなかった(証人[](8頁)、証人[](9頁)、証人[](20、21頁)、弁論の全趣旨)。

25

カ 第1事件に係る本件逮捕から本件公訴提起に至るまで

(ア) 第1事件に係る本件逮捕後

警視庁公安部は、令和元年6月頃から第1事件について東京地方検察庁で公安事件を担当していた[]検事に対して検事相談を行っていたが、令和2年3月11日頃、[]検事に相談の上、同事件に関し原告大川原ら3名を通常逮捕（本件逮捕）し、同月12日、事件を身柄付きで東京地方検察庁に送致した。

東京地方検察庁に送致された主な証拠資料は、①本件通達等の内容を明らかにする捜査報告書（丙1）、②本件噴霧乾燥器1の外為法上の規制対象物件該当性に関する経産省宛ての捜査関係事項照会書及びその回答書（丙2、3）、並びに同省職員の供述調書（丙4）、③[]従業員による最低温箇所の指摘に関する捜査報告書（丙A132）、及びこれに基づいて行われた本件噴霧乾燥器1の温度測定結果の捜査報告書（丙6、7）、④噴霧乾燥器のユーザー及びメーカー並びに大学教授ら有識者から聴取した内容を記載した捜査報告書及び同人らの供述調書（丙4〔資料を含む〕、10〔資料を含む〕ないし13、26、27、丙A59、65、127ないし130、133ないし135、137、139）、⑤乾熱滅菌器を用いて細菌の乾熱殺菌実験を行った結果に関する大学教授らからの聴取結果報告書等（丙4〔資料を含む〕、10〔資料を含む〕、丙A55、56、59ないし65、133、134、149、150、）及び同大学教授らの供述調書（丙11ないし13）、⑥原告会社の従業員や原告大川原ら3名の供述調書及び弁解録取書であった。

他方で、警視庁公安部は、亡相嶋や原告会社の従業員が噴霧乾燥器内には熱風が流れにくい箇所や温度が低い箇所がある旨指摘したことを録取した供述調書や捜査報告書は作成しておらず、[]検事に対し、口頭でも、原告会社の従業員らがこのような指摘をしている旨を伝えなかつ

た。

(証人 ■■■ (15、28、29、48、49頁)、証人 ■■■ (同人の陳述書(丙36)も含む。以下同じ。丙36〔1、2頁〕、1ないし3、14、15頁)、弁論の全趣旨)

5 (イ) 第1事件に係る本件勾留請求

原告大川原ら3名は、本件逮捕後、検察官による弁解録取に対し、いずれも黙秘した(証人 ■■■ (5頁))。

■■■ 検事は、警視庁公安部から送付された証拠書類から本件噴霧乾燥器1は外為法の規制対象物件に該当すると判断するとともに、原告大川原ら3名の供述調書及び弁解録取書から、原告大川原ら3名が被疑事実を認めていると認識したことから、嫌疑があり、かつ組織的な犯罪であるため罪証隠滅のおそれもあると考えて、令和2年3月12日、東京地方裁判所に勾留請求(本件勾留請求)を行った。同裁判所裁判官は、同月13日、原告大川原ら3名を勾留した。(前提事実(4)ウ、証人 ■■■ (丙36〔3頁〕、5頁))

10 (ウ) 原告会社の従業員に対する検察官による取調べ

a 第1事件に係る原告大川原ら3名の勾留期間中に、複数の検察官により原告会社の従業員等への取調べが行われた。

■■■ 検事(以下「■■■ 検事」という。)は、令和2年3月27日、原告会社エンジニアリング部の従業員として入社以来27年間、噴霧乾燥器の設計等を担当している技術者である ■■■ (以下「■■■ 」という。)に対する取調べを行った。■■■ は、■■■ 検事から噴霧乾燥器内では熱に弱い菌は死んでしまうのではないかと尋ねられたのに対して、噴霧乾燥器には小さいパイプ状になっているダクトや測定口があり、そこには風が通らないことから温度が上がらないため熱風を当て続けても菌は死なないと説明した。また、■■■ は、実際に測っ

たことはないものの、噴霧乾燥器で一番低い温度の箇所は50℃ないし60℃になるのではないかと述べた。

さらに、■■■■ 検事は、令和2年3月26日、原告会社の開発部の責任者であった■■■■■■■■■■ に対しても取調べを行った。■■■■■■■■■■ は、■■■■ 検事に対し、噴霧乾燥器内には空気がよどんだところ、風が流れない場所があることから、原告会社の噴霧乾燥器は本件要件ハに該当しないとの考えを述べた。(甲149、150〔2、12ないし15頁〕、152、153〔44、51、52頁〕、丙32の1)

b ■■■■■■■■■■ 検事は、令和2年3月27日、原告会社の従業員の■■■■■■■■■■ に対する取調べを行った。■■■■■■■■■■ は、■■■■■■■■■■ 検事に対し、警視庁公安部から受けた取調べの際には原告会社の噴霧乾燥器全体が同じ温度になると思っていたが、実際は機器の運転中に手で触ったりおでこを付けたりすることができるマンホールや点検口といった箇所があることから、一部温度が低いところがあると述べた。(甲154、155〔5、6、12、13頁〕)

(エ) 第1事件に係る本件公訴提起

■■■■ 検事は、上記の各検事から、原告会社の従業員が噴霧乾燥器には温度が上がりにくい箇所があると供述している旨の報告は受けたが、改めて温度測定をする必要はないと判断した。

■■■■ 検事は、それまでの捜査の結果から、本件噴霧乾燥器1の最低温箇所は「バグフィルタの下部」であると判断した上、当該箇所の温度が本件省令2条の2第1項2号に挙げられる大腸菌及びウェルシュ菌等を死滅させる温度以上となることから、本件噴霧乾燥器1は本件要件ハに該当すると判断し、令和2年3月31日、第1事件について原告会社及び原告大川原ら3名を東京地方裁判所に公訴提起(本件公訴提起)した。

(前提事実(4)ウ、甲34、証人■■■■(丙36〔4、5頁〕5ないし7))

(オ) 第2事件に係る本件逮捕及び勾留請求

警視庁公安部は、令和2年5月26日頃、第2事件につき原告大川原ら3名を通常逮捕(本件逮捕)し、同月27日、事件を身柄付きで東京地方検察庁に送致した。

東京地方検察庁に送致された主な証拠資料は、第1事件の際に送致された証拠資料に加え、①本件噴霧乾燥器2の外為法上の規制対象物件該当性に関する経産省宛ての捜査関係事項照会書及びその回答書(丙8、9)並びに同省職員による供述調書(丙10)、②本件噴霧乾燥器2の温度実験(丙10〔資料9〕、14)及び有識者らによる殺菌実験等に関するもの(丙10〔資料18、21])等であった。

■■■■検事は、警視庁公安部から送付された証拠書類から本件噴霧乾燥器2も外為法の規制対象物件に該当すると判断するとともに、原告大川原ら3名の供述状況も踏まえると、第2事件についても嫌疑があり、かつ罪証隠滅のおそれもあると考えて、同月27日、東京地方裁判所に勾留請求(本件勾留請求)を行った。同裁判所裁判官は、同月28日、原告大川原ら3名を勾留した。

(前提事実(4)エ、甲35の1ないし3、証人■■■■(丙36〔2、3頁〕、7、8頁)、弁論の全趣旨)

(カ) 検察官による取調べ

■■■■検事は、第2事件の勾留期間中である令和2年6月2日、原告会社の安全保障貿易輸出管理最高責任者を務めていた■■■■に対し取調べを実施した。■■■■は、噴霧乾燥器内部には熱風が行き渡らず温度が上がりきらない部分があり、その部分では殺菌ができないと考えていたこと、そのことを亡相嶋に対し確認したことを供述し、■■■■検事はこの内容を供述調書にした。(丙19〔1、4頁〕)

また、 検事は、令和2年6月3日、原告会社のエンジニアリング部の責任者代理の従業員に対し取調べを実施した。同従業員は、噴霧乾燥器内部にはシリコン素材で熱伝導が悪く温度が上がりきらない箇所がある旨供述し、 検事はこの内容を供述調書にした。（丙20〔1ないし3頁〕）

5
(キ) 検事は、噴霧乾燥器内に温度が上がりにくい箇所がある旨指摘する原告会社の従業員の供述調書はあったものの、本件噴霧乾燥器2に関して再度の温度測定は行わなかった。

10 検事は、警視庁公安部から送付された の従業員からの聞き取り結果に基づき、本件噴霧乾燥器2の最低温箇所は「ダクト内」と判断した上、同器の温度測定により「ダクト内」の最低温度は本件省令2条の2第1項2号に挙げられる大腸菌及びウェルシュ菌等を死滅させるに足りるから、本件噴霧乾燥器2も本件要件ハに該当すると判断し、令和2年6月15日、第2事件について、原告会社及び原告大川原ら3名を東京地方裁判所に公訴提起（本件公訴提起）した。

15
（甲36、証人 （26、27頁）、証人 （24、25頁）、証人 （丙36〔4、5頁〕、7ないし11頁）、弁論の全趣旨）

キ 第2事件に係る本件公訴提起後

20 (ア) 原告会社及び原告大川原ら3名の弁護人は、本件各事件に関する公判前整理手続において、本件要件ハ捜査機関解釈を前提としても、本件各噴霧乾燥器では、本件要件ハにいう「殺菌」はできないと主張し、その証拠として、以下の原告会社が本件各噴霧乾燥器と同型器を用いて実施した実験結果報告書を提出した。

a 温度測定結果報告書（本件噴霧乾燥器1）

25 原告会社において、本件噴霧乾燥器1で液体を噴霧せず、空焚きを7時間15分継続する方法で温度測定実験を行ったところ（入口設

定温度は250℃)、乾燥室測定口の最高温度は53℃であったとする報告書を提出した。

さらに、本件噴霧乾燥器1で粉体製造後に粉体が残留した状態で、空焚きを約5時間継続する方法で温度測定実験を行ったところ(入口設定温度は250℃)、粉体が堆積した状態における乾燥室測定口の最高温度は34.8℃であったとする報告書を提出した。

(甲15、17)

b 温度測定結果報告書(本件噴霧乾燥器2)

原告会社において、本件噴霧乾燥器2で、液体を噴霧せず、空焚きを5時間25分継続する方法で温度測定実験を行ったところ(入口設定温度は250℃)、乾燥室測定口の最高温度は59.2℃であったとする報告書を提出した。

さらに、本件噴霧乾燥器2で粉体製造後に粉体が残留した状態で、空焚きを約5時間継続する方法で温度測定実験を行ったところ(入口設定温度は250℃)、粉体が堆積した状態における乾燥室測定口の最高温度が38.0℃であったとする報告書を提出した。

(甲16、18)

c 大腸菌の死滅に関する実験

原告会社は、粉体の状態の大腸菌を50℃、9時間の条件で乾熱処理をした場合、大腸菌が死滅するかを確認する実験を行い、その結果、粉体の状態の大腸菌を50℃、9時間の条件で乾熱処理をしても、粉体層の厚さが少なくとも1mm以上であれば、粉体中から生きている大腸菌が確認されたとの報告書を提出した(甲19)。

d 本件噴霧乾燥器2を使用した大腸菌死滅に関する実験

原告会社は、本件噴霧乾燥器2を使用して大腸菌の粉体を製造した後、9時間にわたり空焚きを継続し(入口設定温度は250℃)、

同装置内部に残留した粉体を培養したところ、乾燥室測定口及びサイクロン入口測定口に堆積した粉体内から生きている大腸菌が確認された旨の報告書を提出した（甲21）。

5 (イ) 原告会社及び原告大川原ら3名の弁護士からの上記(ア)の各実験結果を受けて、本件各事件の公判担当であった[]検事は、捜査機関側でも改めて本件各噴霧乾燥器の温度測定を実施した。その結果、本件各噴霧乾燥器の乾燥室測定口の温度は弁護人の実験結果と類似した内容であった。

さらに、[]検事は、本件各噴霧乾燥器内部の最低温箇所が50℃となることから、この温度で殺菌ができるかを確認するため、粉体となった10 乳酸菌に対して96時間にわたり50℃の乾熱を当てたが、乳酸菌は死滅しないことが判明した。

以上の実験結果を踏まえて、[]検事は、本件要件ハの該当性を立証することは困難であると判断し、公訴取消しを申し立てた。

(証人[] (同人の陳述書(丙37)も含む。以下同じ。丙37〔2ないし4頁〕、4ないし10頁))

15 ク 事実認定の補足説明(上記オ(ア)について)

(ア) 被告都は、亡相嶋を含む原告会社の従業員等の上記オ(ア)の各供述はなかったと主張し、本件各事件の捜査を指揮していた[]警部もそれに沿う供述をする(証人[] (10、13、30頁))。

20 (イ) しかし、証拠(甲27)によれば、亡相嶋は、警視庁公安部における取調べを終えた後、原告大川原や原告島田宛てに、取調官の発言内容とともに、亡相嶋が原告会社製の噴霧乾燥器においてマンホール、覗き窓、温度計座等は極端に温度が低くなることを取調官に指摘した旨記載したメールを送信していることが認められる。亡相嶋が、同じく捜査対象とな25 っている原告大川原及び原告島田に対して、取調官に供述した内容について虚偽の報告をする必要がないのは明らかであるから、上記メール



の記載内容は十分信用できる。

また、原告会社の従業員ら（ 及び ）の供述については、同人らの陳述書（甲23、24）があるところ、上記オ(イ)のとおり、警視庁公安部の捜査会議において、原告会社の従業員が噴霧乾燥器内には温度が上がりにくい箇所がある旨供述していることが報告された
5
と認められることからすれば（この点は、捜査に当たっていた 警部補（以下「 警部補」という。）、 警部補（以下「 警部補」という。）及び 巡査部長（以下「 巡査部長」という。）が全員一致して証言している上、被告都も 巡査部長の証言に関しては、その信用性を弾劾していないことから認めることができる。）、上記陳述書の内容は信用できるというべきである。

(2) 検討

ア 本件各事件に係る本件逮捕の違法性（被告都に対する請求）

(ア) 前記認定のとおり、警視庁公安部は、本件各噴霧乾燥器の最低温箇所を、本件噴霧乾燥器1は「バグフィルタの下部」、本件噴霧乾燥器2は「ダクト内」と特定した上で、同所での測定温度及びそれを維持できる時間は大腸菌等を死滅させるに足りるものであるとして本件要件ハ該当性を肯定し、原告大川原ら3名の逮捕に及んでいることが認められる。

しかし、認定事実オ(ア)a、bのとおり、①警視庁公安部は、原告会社において噴霧乾燥器の設計を担当していた亡相嶋から本件各噴霧乾燥器にはマンホール、のぞき窓、温度計座、差圧計座、導圧管等（なお、証拠（甲135ないし138）によれば、温度計座、差圧計座、導圧管等とは、乾燥室等の測定口部分を指しているものと認められる。）は極端に温度が低いとの供述や、原告会社の従業員らから本件各噴霧乾燥器の測定口は構造上熱風が流れにくいことから温度が上がりにくいはずであるとの供述を聞き取っていたことが認められる。

そして、②原告会社において噴霧乾燥器の設計を担当していた亡相嶋
や原告会社の従業員らは、捜査機関が最低温箇所を特定するために事情
聴取を行った [REDACTED] の担当者とは異なり、自社製品である本
件各噴霧乾燥器の構造を熟知しているのは明らかである。また、③亡相
嶋及び原告会社の従業員らの供述は、具体的な箇所を特定するものであ
り、更に測定口に関しては温度が上がりにくくなる理由を説明している。
これらの事情からすると、本件各噴霧乾燥器の本件要件ハ該当性に合理的
な疑いを生じさせるものであることは明らかであって、犯罪の成否を
見極める上で、指摘されている箇所の再度の温度測定は当然に必要な捜
査であったといえる。

その上で、認定事実キ(ア)のとおり、④ a 原告らの弁護人が公判前整理
手続中に証拠申出をした再実験の結果報告書によれば、本件噴霧乾燥器
1 の測定口の最高温度は 53℃、本件噴霧乾燥器 2 の測定口の最高温度
は 59.2℃であり、警視庁公安部が依頼して行った実験のうち、最も
低温で殺菌ができたペスト菌及び野兎病菌の 75℃（認定事実ウ(ウ)）を
大きく下回るものであったこと、b この弁護人による実験を受けて、検
察官において再度実験を行ったものの、有罪立証を行うに至らず、公訴
取消しに至ったこと（認定事実キ(イ)）からすると、再実験を行っていれ
ば、本件各噴霧乾燥器の一部の箇所は対象となる細菌を殺菌する温度に
至らないことは容易に明らかにできたといえる。

そうすると、警視庁公安部において通常要求される捜査を遂行すれば、
本件各噴霧乾燥器が本件要件ハを満たさないことを明らかにする証拠を
得ることができたといえるから、本件各噴霧乾燥器が規制対象に当たる
として、原告会社及び原告大川原ら 3 名に嫌疑があるとした警視庁公安
部の判断は合理的な根拠が客観的に欠如していることは明らかであり、
それにもかかわらず漫然と原告大川原ら 3 名を本件各事件について本件

逮捕したことは国賠法1条1項の適用上違法と言わざるを得ない。

5 (イ) これに対し、被告都は、① [redacted] の従業員からの聴取内容から本件各噴霧乾燥器の最低温箇所がそれぞれ「バグフィルタの下部」及び「ダクト内」と特定したことは不合理ではないこと、②原告会社の従業員の中には、本件各噴霧乾燥器は熱風が内部に行き渡る構造であるから殺菌はできる旨供述する者も多く、また温度が低くなる箇所はバグフィルタ下部であるなどと述べる者もいたのであるから、乾燥室測定口を最低温箇所と認識するのは困難であったことなどを主張する。

10 しかし、①については、本件では原告会社の噴霧乾燥器が問題となっているのであるから、その構造については原告会社の従業員の方が [redacted] の従業員よりも熟知しているはずである。そうすると、原告会社の従業員らから最低温箇所の指摘がある以上、その合理性を検証することなく、 [redacted] の従業員のみの説明に基づいて最低温箇所を特定するのは不合理な判断であると言わざるを得ない。

15 次に、②については、一部の原告会社の従業員に、本件各噴霧乾燥器によって殺菌ができる旨の供述や最低温箇所について捜査機関の見立てどおりの供述をする者がいるとしても、上記認定のとおり、数人の原告会社の従業員が捜査機関とは異なった箇所を最低温箇所である旨指摘し、その理由についても述べていたこと、特に噴霧乾燥器の設計を担当していた亡相嶋がその旨供述していたことからすると、乾燥室測定口が最低温箇所であると認識できなかったとしても、原告会社の従業員が指摘する箇所について改めて温度測定を行うべきであったことは明らかである。

20 そして、この他に被告都が主張する点を見ても、本件各事件に係る本件逮捕の違法性を覆すものはない。

25 イ 第1事件に係る本件勾留請求の違法性（被告国に対する請求）

(ア) [redacted] 検事が勾留請求を行った時点で同人の下に送付されていた証拠は、

認定事実カ(ア)のとおりであり、これによれば、①噴霧乾燥器のメーカーの技術営業部本部長が本件噴霧乾燥器1において最も温度が上がりにくい箇所はバグフィルタの下部であると説明していること、②本件噴霧乾燥器1を空焚きした場合、バグフィルタの下部でも6時間以上にわたり100℃以上の温度を継続できること、③大腸菌及び野兔病菌は1時間にわたり75℃の乾熱を当てることで死滅すること、④細菌についての専門的知識を有する大学教授が噴霧乾燥器で細菌を粉体化させた場合であっても、同様に熱を当てることで細菌を死滅させることができると説明していることに加えて、⑤外為法に基づいて輸出規制を行っている経産省が本件噴霧乾燥器1は規制対象物件に該当し得る旨の回答をしていることが認定できる。

他方で、⑥[] 検事の手元には、本件噴霧乾燥器1で最も温度が上がりにくい箇所が他に存在することをうかがわせる証拠（具体的には、その旨を指摘する亡相嶋や原告会社の従業員らの供述調書やその供述内容を記載した捜査報告書等）はなかった。

そうすると、[] 検事が、本件噴霧乾燥器1の最低温箇所をバグフィルタ下部と特定し、粉体化された細菌を用いた実験が行われていなかったとしても、本件噴霧乾燥器1は空焚きの方法によって機器内の特定の1種類以上の有害な細菌を全て死滅させることが可能であると判断したことは、送付されてきた証拠からすれば必ずしも不合理な判断とはいえないから、合理的な根拠が客観的に欠如していたとはいえない。

したがって、第1事件に係る本件勾留請求に関して、本件各噴霧乾燥器が規制対象に当たると判断したことは、国賠法1条1項の適用上違法とはいえない。

(イ) これに対し、原告らは、①本件噴霧乾燥器1に測定口が存在することが把握できれば、当該箇所の温度が上がりにくいことが容易に想像でき

たはずであること、②捜査機関が行った実験は、粉体で、かつ堆積した状態での大腸菌等の耐熱性を確認するものではなく、不十分な内容であることなどを主張する。

しかし、①の点については、上記認定のとおり、送致された証拠には、
5 専門的知識を有すると考えられる噴霧乾燥器のメーカーの従業員の供述を記載した捜査報告書及びこれに基づいて行われた本件噴霧乾燥器1の温度測定結果の捜査報告書があり、これらによれば温度が上がりにくい箇所は装置末端の排風機後の管、サイクロン下部又はバグフィルタの下部と特定され、それを裏付ける実験結果も出ているのであるから、
10 検事において、これとは異なる測定口が最低温度となることを想定するのは困難というべきである。そして、この結論は 検事が実際に測定口の存在を認識したかによって左右されない。

また、②の点については、上記認定のとおり、送付された証拠には、
15 細菌に関する専門的知識を有する大学教授が、粉体化した細菌についても同様に熱を当てることで死滅すると述べるものがあるのであるから、
検事において、改めて粉体化した大腸菌を使った実験が必要であると判断することは困難というべきである。

そして、この他に原告らが主張する点を見ても、 検事の第1事件の本件勾留請求に関して、本件噴霧乾燥器1が規制対象に当たると判断
20 したことが違法であると認めるに足りるものはない。

ウ 本件各事件に係る本件公訴提起及び第2事件に係る本件勾留請求の違法性（被告国に対する請求）

(ア) 第1事件に係る本件公訴提起

25 検事は、本件噴霧乾燥器1に関して、 検事の従業員の供述を記載した捜査報告書から、最も温度が上がりにくい箇所を「バグフィルタの下部」であると特定した上で、本件噴霧乾燥器1が本件要

件ハを満たし規制対象に当たると判断し、第1事件について本件公訴提起したことが認められる。

しかし、認定事実カ(ウエ)のとおり、①[]検事は、第1事件に係る本件公訴提起前の時点で、他の検事から原告会社の従業員が最も温度が上がりにくい箇所を指摘している旨の報告を受けていたことが認められる。

そして、②本件噴霧乾燥器1の構造に関しては[]の従業員より原告会社の従業員の方が熟知しているといえること、③原告会社の従業員である[]による最低温箇所の指摘は具体的であること(認定事実カ(ウa))、④同所の温度が上がりにくくなる理由に関するも述べられていること(認定事実カ(ウa))からすると、その指摘は最低温箇所の特定に疑問を抱かせるものであって、有罪立証をする上ではこの点の検証は当然に必要な捜査であったといえる。

その上で、前記認定のとおり、⑤原告らの弁護人が公判前整理手続中に証拠申出した再実験の結果報告書によれば、本件噴霧乾燥器1の測定口の最高温度は、大腸菌、ペスト菌及び野兔病菌の死滅温度に全く到達しないこと(認定事実キ(ア))、⑥弁護人の再実験を受けて、検察官において再度実験を行ったものの、有罪立証が困難と判断して公訴取消しに至ったこと(認定事実キ(イ))も踏まえると、再度の温度測定を行っていれば、本件噴霧乾燥器1の一部の箇所は細菌を死滅させるに至らないことは容易に把握できたといえる。

そうすると、[]検事が通常要求される捜査を遂行すれば、本件噴霧乾燥器1が本件要件ハの規制対象に当たらないことの証拠を得ることができたといえるから、原告会社及び原告大川原ら3名に有罪と認められる嫌疑があると判断した[]検事の判断は合理的な根拠を欠いている。したがって、第1事件に係る本件公訴提起は、国賠法1条1項の適用上違法である。

(イ) 第2事件に係る本件勾留請求及び本件公訴提起

上記認定のとおり、 検事は、第1事件に係る本件公訴提起に当たって、原告会社の従業員らが指摘する測定口の温度測定を行うことが通常求められる捜査として必要であったといえ、これを遂げていれば、本件噴霧乾燥器1において最も温度が上がりにくい箇所では大腸菌等の捜査機関が対象としていた細菌を死滅させることができないことは把握できたはずである。そして、第2事件で問題となっている本件噴霧乾燥器2についても、本件噴霧乾燥器1と同様に、乾燥室内に温度や圧力を測定するための測定口がある点で構造は類似していることからすれば、本件噴霧乾燥器2が本件要件ハの規制対象に当たるかを明らかにする上では、測定口等の温度の検証を行うことが当然に必要であったといえる。

その上で、この点に関する捜査を遂げていれば、本件噴霧乾燥器2に関しても、測定口の部分の温度が、細菌を死滅させるに至らず、本件要件ハの規制対象に当たらないことは容易に把握できたはずである（認定事実キ(ア) b）。

そうすると、この点の捜査を尽くすことなく、第2事件に係る勾留請求を行い、本件公訴提起をした 検事の判断は合理的な根拠を欠いており、国賠法1条1項の適用上違法と言わざるを得ない。

(ウ) これに対し、被告国は、第1事件に係る公訴提起前に本件噴霧乾燥器1の乾燥室測定口の温度が低いと述べた原告会社の の供述に関し、同人の供述は変遷があつて信用ができず、その他の原告会社の従業員らは最低温箇所として乾燥室測定口を特定していないから、同所の温度を測定する追加捜査をしないことは不合理ではないと主張する。

確かに、 は、警視庁公安部の取調べにおいて、本件噴霧乾燥器1でも殺菌できる旨供述している一方で（丙32の1）、 検事に述べた温度が上がりきらない箇所に関する指摘は、殺菌できることを否定す

る内容であるから、供述は変遷しているように見える。

しかし、 は、 検事の取調べにおいて、警視庁公安部の取調べの際には、一部の菌でも殺菌できれば本件要件ハに該当すると考えていた旨供述していることからすると（甲150〔4ないし6頁〕）、 の警察官調書の供述は誤解に基づくものであることは明らかであって、
5 同人の供述が変遷しているという評価は正しくない。

また、仮に検察官が の供述が変遷していると評価したとしても、
 は、本件各噴霧乾燥器で測定口の温度が上がりにくい理由について、
パイプになっているところは全く風が通らないからであるなどとして、
10 具体的な理由を述べている。

そもそも刑事裁判においては、罪体に関し合理的な疑いを超える立証を行う責任は検察官が負っているところ、公訴提起が私人の心身、名誉、財産等に多大な不利益を与え得ることを考慮すると、安易な公訴提起は許されないというべきであって、捜査段階で得られた証拠のうちに、有罪立証に合理的な疑いを生じさせる事情が認められた場合には、それを否定するだけの十分な根拠を捜査において獲得すべきであるし、それができないのであれば公訴提起は行うべきではない。

そして、上記 の供述は、温度が上がりにくい箇所について具体的な理由を述べるものであり、本件噴霧乾燥器1が規制対象に該当するかについて合理的な疑いを生じさせるものであるところ、本件の証拠によっても、 検事が、 の供述の信用性を否定するだけの十分な根拠を有していたことはうかがわれない。

そうであるとすれば、この点に関する追加捜査を行わずに本件公訴提起に及んだ点は国賠法1条1項の適用上違法の評価を免れない。

さらに、被告国は、乾燥室測定口は小さな部位であり、かつ、原告会社作成の本件各噴霧乾燥器のカタログや全体配置図等にも「乾燥室測定

口」は記載されていなかったから、**■**検事は、本件噴霧乾燥器1に乾燥室測定口が存在することすら容易に認識することはできなかつた旨主張する。しかしながら、**■**は、原告会社の噴霧乾燥器の温度が上がりにくい場所として具体的に測定口と指摘していたのであるから（前記認定事実カウa）、**■**検事が本件噴霧乾燥器1に測定口が存在することやその場所を知らなかつたのであれば、**■**に確認すればその存在や場所を容易に確認することは可能であつたものであり、被告国の上記主張は採用できない。

そして、この他に被告国が主張する点を見ても、本件各事件に関する本件公訴提起及び第2事件に係る本件勾留請求の違法性を覆すものはない。

3 争点(6) (原告島田に対する取調べの違法性) について

(1) 判断枠組み

任意捜査の一環としての取調べは、事案の性質、被疑者に対する容疑の程度、被疑者の態度等諸般の事情を勘案して、社会通念上相当と認められる方法ないし態様及び限度において許容されるものであり（最高裁判所昭和57年（あ）第301号昭和59年2月29日第二小法廷決定・刑集38巻3号479頁参照）、被疑者の自由な意思決定を阻害することが明らかかな態様である偽計を用いた取調べは、供述の任意性を欠くことが明らかであるから、国賠法1条1項の適用上も違法となる。

(2) **■**警部補による任意取調べに係る原告島田の供述の概要（本件要件ハ「殺菌」の解釈部分）

原告島田は、噴霧乾燥器に熱風を送り込めば、加熱する以上菌はいくらか死ぬだろうと考えていたところ、任意取調べの際に**■**警部補から、本件要件ハの解釈について、菌が少しでも死ねば「殺菌」に該当し、そのことは経産省にも確認していると言われて、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハ

の「殺菌」ができると認識していたとの供述調書に署名指印したと供述する（原告島田（甲162〔4、5頁〕、8ないし11、15ないし17、46頁））。

(3) 認定事実

5 前記前提事実、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 原告会社の従業員に対する取調べ方針

警視庁公安部は、それまでの捜査から、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハを満たすと判断し（客観的構成要件該当性）、平成30年12月11日から
10 令和2年2月26日まで、原告大川原ら3名を含む原告会社の従業員に対する任意取調べを実施した。

警視庁公安部は、客観的構成要件該当性は既に満たしていると判断していたことから、原告会社の従業員に対する任意取調べでは、原告大川原ら
15 3名の故意及び共謀の有無（主観的構成要件該当性）が主な捜査の目的であった。

（争点(4)、(5)認定事実(1)ア、証人■■■■（乙9〔5頁〕、11ないし13頁））

イ 原告島田に対する任意取調べ

原告島田に対する任意取調べは、■■■■警部補が担当し、平成30年12
20 月11日から令和2年2月10日までの間、合計39回行われた。■■■■警部補は、原告島田に対する上記期間の取調べにおいて少なくとも14通の供述調書を作成した。また、■■■■警部補の原告島田に対する取調べの状況を記載した取調べメモが少なくとも39通作成された。

（乙6の1ないし39、丙A81ないし97）

25 ウ 原告島田の供述調書

原告島田の供述調書には、①本件要件ハの該当性について、亡相嶋の身

勝手な該非判定の下、原告会社において非該当と判断していたものの、噴霧乾燥器が発する熱風で菌を殺菌できることは業界の常識で当然分かっていたとするもの（平成31年4月25日付け（丙A93〔7頁〕））、②本件各噴霧乾燥器は、乾熱により殺菌できるものとして、本件要件ハ該当と判定しなければいけないところ、非該当で輸出したとするもの（令和元年10月24日付け（丙A96〔14ないし16頁〕））があるほか、③原告会社の噴霧乾燥器が本件要件ハの「殺菌」ができることを前提としたとするものも複数作成されている（平成31年3月13日付け（丙A94〔8、9頁〕）、同年4月19日付け（丙A90〔16頁〕）、令和元年8月23日付け（丙A92〔7ないし11頁〕）、同年9月19日付け（丙A97〔3、4頁〕））。そして、作成された14通の供述調書は、

いずれにも原告島田の署名指印がある。

他方、原告島田の供述調書には、本件要件ハの「殺菌」の意味を原告島田がどのように理解及び認識しているかについて、供述したものは一切存在しない。

（丙A8.1ないし9.7）

エ 原告島田の取調べメモ

（ア）原告島田の平成30年12月11日から平成31年4月19日までの取調べに係る取調べメモには、①「ハの要件該当性は、曝露防止の設計がされた、CIP（自動洗浄）機能付きの薬液による滅菌・殺菌が可能な器機だと考えていた。」（平成30年12月11日付け（乙6の1〔1頁〕））、②「私は、今も滅菌殺菌が意味することが分からないこともあって・・・」、「当時、SD（裁判所注：スプレードライヤー＝噴霧乾燥器）の空焚きだけでの方法での殺菌という考えにはならなかった。」（同月26日付け（乙6の3〔2、3頁〕））、③「私は今でも、滅菌・殺菌の定義について、滅菌が菌がないこと、殺菌が菌が死ぬこと

ぐらいの感覚しかない。」（平成31年1月18日付け（乙6の5〔2頁〕））、④平成24年の打合せの際に亡相嶋が「殺菌では、菌が生き残っている可能性がある」と発言したことについて、「私も殺菌も含めると規制が広範囲になってしまうと思った。」（同年2月8日付け（乙6の7〔1頁〕））、⑤取調べを受けていた亡相嶋から、「『警察の取調べで、滅菌・殺菌の解釈について聞いた。解釈の内容は、かなり高度なことを言っている』旨のメールが来た。」（同月15日付け（乙6の8〔2頁〕））との原告島田の発言が記載されている。

上記期間の取調べメモにおいて、殺菌ができるとの発言等は確認できるものの、本件各噴霧乾燥器の装置内部で特定の細菌を全て死滅させることができるか否かについて発言した記載は存在しない。また、同期間の取調べメモに、原告島田が殺菌について警視庁公安部の解釈の説明を受けるなどしたことを示す記載も存在しない。（乙6の1ないし16）

(イ) 原告島田の平成31年4月25日の取調べに係る取調べメモには、 警部補が、高度な殺菌という概念を使う原告島田に対し、「殺菌」の解釈は、微生物の伝染能力、感染力を破壊することである旨説明したとのやり取りが記載されている（乙6の17〔1、2頁〕）。

なお、同取調べメモには、 警部補が、原告島田に対し、上記の説明をしたこと以上に「殺菌」の解釈を説明した旨の記載はない（乙6の17）。

(ウ) 原告島田の令和元年5月3日から令和2年2月10日までの取調べに係る取調べメモには、①原告島田が殺菌は菌を殺すことと認識していたとの発言（令和元年5月3日付け（乙6の18〔2頁〕））、②装置内部の温度が上がるから殺菌できることは当たり前であるとの趣旨の発言（同年6月7日付け（乙6の22〔2頁〕）、同年10月9日付け（乙6の32〔1頁〕）、同年11月20日付け（乙6の35〔2頁〕）、

同年12月9日付け（乙6の36〔1頁〕）などの記載が存在する。

上記期間の取調べメモには、原告島田が、本件各噴霧乾燥器が殺菌をすることができる趣旨の発言をしたことは確認できるものの、本件各噴霧乾燥器の装置内部で特定の細菌が全て死滅できるか否かについて発言した箇所は存在しない。また、同期間の取調べメモに、原告島田が殺菌について警視庁公安部の解釈の説明を受けるなどしたことを示す記載も存在しない。

（乙6の18ないし39）

(4) 検討

ア(ア) ■■■警部補による任意取調べの態様に関し、原告島田は前記(2)のとおり供述をすることから、同人の供述の信用性について検討する。

イ) 原告島田に対する取調べでは、同人の故意の捜査が主な目的であることから（認定事実ア）、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハの「殺菌」ができる性能を有していることについて原告島田がいかなる認識を持っていたかを調べる必要があったと認められる。

そして、警視庁公安部は、本件要件ハの「殺菌」について「機器装置内の特定又は不特定多数の病原菌等有害な菌を全て死滅させること」と解釈していたのであるから、故意があるというためには、単に本件各噴霧乾燥器がその熱風で細菌を一部でも死滅させられるという性能を有しているとの認識だけでは足りず、噴霧乾燥器内の特定又は不特定多数の病原菌等有害な細菌を全て死滅させることができる装置であることの認識までが必要であった（証人■■■（46頁））。そのため、原告島田に対する故意に係る捜査では、原告島田が本件要件ハの「殺菌」についてどのような意味と理解しているかを確認し、用語の理解に齟齬があるようであれば警視庁公安部の殺菌の解釈について説明した上で、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハの「殺菌」ができる装置であるか否かについて同

人の認識を聴取する必要があった。

(ウ) しかし、原告島田の取調べメモには、 警部補が、原告島田に本件要件ハの「殺菌」の意味をどのように認識しているかを確認したり、警視庁公安部の「殺菌」の解釈について説明したりしたことを示す記載はない（認定事実エ）。むしろ、原告島田の取調べメモには、原告島田が、一貫して、装置内部の温度が上がれば菌を死滅させることができるから本件各噴霧乾燥器で殺菌が可能であるとする趣旨の発言をしており、警視庁公安部の「殺菌」の解釈とは異なる見解を示しているにもかかわらず（認定事実エ(ア)、(ウ)）、 警部補が、警視庁公安部の「殺菌」の解釈を前提として、装置内部の特定の細菌であっても当該細菌が全て死滅させることができるかの認識について尋ねた記載は存在しない。 警部補は、原告島田から、殺菌について解釈を問われた際も、殺菌について微生物の伝染能力、感染力を破壊すると説明するにとどまり、それ以上に特定の細菌であっても装置内部に存在するその全てを死滅させる必要がある旨説明したとするやり取りの記載は存在しない（認定事実エ(イ)）。

(エ) さらに、警視庁公安部の「殺菌」の解釈は、装置内部に存在する特定又は不特定多数の病原菌等有害な細菌を全て死滅させるというものであり、少なくとも一種類以上の有害な細菌を全て死滅させる必要があるの
であって、当該細菌に関しては滅菌に近い程度が求められているところ、
このような意味での殺菌が可能というためには、当該細菌の死滅条件や
噴霧乾燥器内の温度等に関する具体的な認識が問題となると考えられる。
しかし、取調べメモにおける島田の供述は、装置内部の温度が上がれば
細菌が死滅するという程度のものであり（認定事実エ）、警視庁公安部
の「殺菌」の解釈を前提に原告島田に対する取調べが行われていたとは
考えられない。

(オ) また、取調べメモだけではなく原告島田の供述調書にも、本件要件ハの「殺菌」の意味をどのように理解しているのかを確認する内容や、警視庁公安部の「殺菌」の解釈を理解しているかについて確認している内容の記載が一切存在しない上、単に、殺菌できる、本件要件ハに該当としなければならなかったなど具体性を欠いた記載がされるにとどまっている（認定事実ウ）。

(カ) 以上のことからすると、■■■■警部補は警視庁公安部の「殺菌」の解釈を明確にせず、原告島田に対し熱風によって装置内部の細菌が一部でも死滅すれば「殺菌」に当たると誤解させ、それに乗じて、殺菌に関する要件該当性を肯定することを認めさせる供述調書が作成されたとする原告島田の供述（前記(2)）は、客観的に存在する証拠と矛盾なく整合しており、高い信用性が認められる。

加えて、■■■■警部補も、■■■■警部補が原告島田の取調べの際、殺菌に関する誤った解釈を示して「殺菌」に関する原告島田の供述を取ろうとした旨供述しており（証人■■■■（20頁））、このことも原告島田の供述の信用性を裏付ける。

イ これに対し、■■■■警部補は、原告島田に対し、警視庁公安部の「殺菌」の解釈について取調べの早い段階で説明したと供述する（証人■■■■（19、20、44、45頁））。しかし、前述したとおり、①原告島田の取調べメモ及び供述調書のいずれにも■■■■警部補が警視庁公安部の「殺菌」の解釈について説明したことを示す記載がないばかりか、②取調べメモには原告島田が警視庁公安部の「殺菌」の解釈とは異なる理解を一貫して示していることや、③警視庁公安部の「殺菌」の解釈で求められる性能などについて具体的に聴取していないことを併せ考えると、原告島田に対し警視庁公安部の「殺菌」の解釈について説明したとする■■■■警部補の供述は不合理であり信用できない。

ウ そうすると、信用できる原告島田の供述によれば、 警部補は、原告島田に本件要件ハの「殺菌」の解釈をあえて誤解させた上、原告島田に本件各噴霧乾燥器が本件要件ハの「殺菌」をできる性能を持っていることを認める趣旨の供述調書に署名指印するよう仕向けたと認めるのが相当である。そして、かかる取調べは偽計を用いた取調べであるといえるから、国賠法1条1項の適用上違法を免れない。

エ なお、原告島田は、 警部補のその他の行為等についても国賠法の適用上違法であると主張するので、以下検討する。

(ア) 原告島田は、取調べが始まる前に供述調書の内容を事前に準備していたことや原告島田が依頼したにもかかわらずペンを貸与しなかった 警部補の行為は違法であると主張する。

確かに、 警部補が事前に供述調書の内容を作成したことは認められるが（証人 （8、9頁））、原告島田に対する取調べは継続的に行われていたのであるから（認定事実イ）、当日の取調べを行う前に、それまでに聞き取った内容をまとめて、供述調書に記載しておくことが直ちに社会通念上相当性を欠くとはいえない。

また、 警部補が原告島田の依頼を受けてもペンを貸与しなかったことが認められるものの（証人 （10、11頁））、原告島田がペンを利用して自傷他害行為に及ぶ可能性を考慮して貸与を控えることは合理的な対応であり、そのことが直ちに社会通念上相当性を欠くとはいえない。

(イ) 原告らは、供述調書の読み聞かせが行われなかった上、その内容の確認及び修正の妨害行為があったとも主張し、原告島田もこれに沿う供述をする（原告島田（甲162〔3、4頁〕、12ないし16頁））。

しかし、 警部補は、原告島田が供述調書の内容に誤りがないことを1枚1枚確認した旨供述しており（証人 （乙10〔5頁〕、9、

10頁))、原告島田自身も供述調書の内容は確認している旨供述していること(原告島田(30、31頁))からすると、供述調書の読み聞かせや内容の確認自体は行われていたことが認められるのであって、この点に関して、■■■■警部補の取調べが社会通念上相当性を欠いていたということはできない。

また、供述調書の修正の妨害行為については、■■■■警部補は原告島田の調書の訂正の申入れに応じていた旨供述している(証人■■■■(8、9頁))ところ、原告島田も最終的には内容に誤りがないことを確認した旨記載された脇に自ら署名指印をしていることからすると、■■■■警部補が供述調書の修正の要望に応じなかったとの事実は認め難いと言わざるを得ず、その他の証拠を見てもこれを認めるに足りる証拠はなく、この点に関しても、■■■■警部補の取調べが社会通念上相当性を欠いていたということはできない。

したがって、原告島田の上記主張は、いずれも認められない。

4 争点(7)(弁解録取書作成上の違法)について

(1) 認定事実

前記前提事実、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア ■■■■警部補は、令和2年3月11日、第1事件で原告島田を逮捕後、同人の弁解録取(刑事訴訟法203条1項、本件弁解録取)を行った。

■■■■警部補は、原告島田の本件弁解録取時、「社長の大川原正明と現顧問の相嶋静夫から指示された『非該当で輸出する』との方針に基づき」(本件記載箇所)との記載がある本件弁解録取書を事前に作成し、それを原告島田に示した。

原告島田は、■■■■警部補に対し、本件記載箇所を削除し、「ガイダンスに従って、許可の申請の要らないものと考え輸出した」との文言に修正す

るよう求めた。原告島田の要請を受けた[]警部補は、本件記載箇所を削除、修正することに同意し、パソコン上で編集しているような動作をし、原告島田の要請どおり修正したように装った。

[]警部補は、本件記載箇所を原告島田が要求した修正内容と異なり、社長らと共謀して無許可で輸出したという内容に書き換え、その内容で作成した本件弁解録取書2を印刷した。[]警部補は、本件弁解録取書2を原告島田に示し、署名指印を求めた。原告島田は、本件記載箇所に要請した修正が行われているかを確認することなく、本件弁解録取書2に署名指印した。

原告島田は、本件弁解録取書2に署名指印後、改めて本件弁解録取書2を確認したところ、修正を要請した本件記載箇所が、原告島田の求めた修正内容とは異なる内容に修正されていることに気付き、[]警部補に強く抗議した。

(原告島田(同人の陳述書(甲162))を含む。以下同じ。甲162〔7頁〕、18ないし21頁)、証人[](21頁)、証人[](21、22頁))

イ []警部補は、原告島田から上記抗議を受け、当初の文言から本件記載箇所を削除した本件弁解録取書3(丙A107)を改めて作成した。原告島田は、本件弁解録取書3に署名指印をした。(丙A107〔1、2頁〕、125〔3頁〕、原告島田(甲162〔8頁〕、21頁))

ウ []警部補は、原告島田への取調べが終了後、本件弁解録取書2を自身で裁断して廃棄した。

[]警部補は、令和2年3月25日、本件弁解録取書2を裁断したことについて、取調べ後に不要文書用の茶箱に入れていることを失念し、過失により裁断機で裁断してしまったと説明する報告書(丙A125)を提出

した。

(丙A125、証人■■■■(18、19頁))

エ 事実認定の補足説明(上記アについて)

5 (ア) 被告都は、原告島田は、本件記載箇所の記載がある本件弁解録取書2
に、当初は納得した上で署名指印したものの、その後、内容の訂正を求
めたことから、■■■■警部補は、改めて原告島田の要望に沿った本件弁解
録取書3を作成し、本件弁解録取書2は不要であると判断し裁断してし
まったと主張し、■■■■警部補は、これに沿う供述をする(証人■■■■(乙
10 [6、7頁]、16ないし19頁))。

10 (イ) しかし、■■■■警部補の供述によれば、■■■■警部補は、原告島田が組織
的犯行であることを認める本件弁解録取書2の内容に納得し、署名指
印したにも関わらず、これを破棄していることになる。上記供述は、本
件が組織的犯行であるとの警視庁公安部の見立てに沿った内容であって、
原告会社及び原告大川原ら3名の有罪立証に有効な証拠であるのみなら
15 ず、今後原告島田が組織的犯行を否定した場合に、同人の供述が一貫し
ていないことを示す重要な証拠にもなり得ることからすると、安易に破
棄することはおよそ考え難い。加えて、■■■■警部補自身は、原告島田か
ら本件弁解録取書2の訂正を求められた直後に■■■■警部にその対応を相
談したというのであるから(丙A125 [3頁])、その弁解録取書の
20 取り扱いは慎重に行っていると考えられることに照らすと、過失によっ
て破棄したとの供述は不自然と言わざるを得ない。

そうであるとする、■■■■警部補が本件弁解録取書2を不要だと思
い、過失で裁断、廃棄してしまったという同人の供述は信用できない。

25 他方、本件弁解録取書2の破棄に関する原告島田の供述は、本件の
捜査を担当していた■■■■警部補及び■■■■警部補が、本件弁解録取に立
ち会っていた■■■■巡查部長から聞いたとする内容とも合致しており

(証人■■■■(20ないし22頁)、証人■■■■(21、22頁))、十分信用できる。

(ウ) したがって、認定事実アのとおり認められる。

(2) 検討

5 認定事実アのとおり、■■■■警部補は、原告島田の弁解録取書を作成するに
当たり、原告島田の指摘に沿った修正をしたよう装い、実際には原告島田が
発言していない内容を記載した本件弁解録取書2を作成し、同人に署名指印
をさせたことが認められる。かかる方法は、原告島田を欺罔して、同人が了
解していない内容の記載をした供述調書に署名指印をさせるものであって、
10 原告島田の自由な意思決定を阻害することが明らかな態様による供述調書の
作成と言わざるを得ず、これが直ちに破棄されたとしても、このような方法
による供述調書の作成は、国賠法1条1項の適用上違法の評価を免れない。

5 争点(8)(損害の発生及び損害額)について

(1) 原告会社

15 ア 信用毀損 1000万0000円

原告会社は、昭和55年に創業し、噴霧乾燥器の設計、製造、販売等を
主力事業として発展し、同社製の噴霧乾燥器が国内市場の7割を占める企
業となり、本件逮捕及び本件公訴提起当時、国内における最大のシェアを
誇る企業であった(甲1、原告大川原(甲161[1頁]、2頁))。

20 しかし、被告らの違法な本件逮捕及び勾留請求(勾留請求については第
2事件に係るもの。以下同じ。)並びに本件公訴提起により、原告会社は、
軍事転用可能な原告会社製の噴霧乾燥器を中国及び韓国に不正に輸出した
疑いがあるなどとして原告会社及び原告大川原ら3名の実名とともに複数の
マスメディアによって広く報じられた(以下「本件各報道」という。甲
25 113の1ないし114の6)。

本件各報道は、原告会社の主力事業である同社製の噴霧乾燥器の輸出取



引について本件噴霧乾燥器 1 のみならず本件噴霧乾燥器 2 についても不正輸出をした疑いがあるとして立て続けに原告会社の幹部 3 名が逮捕・勾留及び公訴提起されたというものであり、組織ぐるみの犯行をも疑わせ得る原告会社の信用に直結する内容であったといえる。更に、本件各報道の結果、原告会社は、銀行や大手取引先から取引を停止され、資金繰りに窮するようになったり、新規の受注も減少したりするなど、具体的な損害を算定するのは困難であるとしても、その経営にとり大きな支障が生じたことがうかがわれる（原告大川原（甲 1 6 1〔7 頁〕、1 3、1 4 頁））。したがって、原告会社の信用は、被告らの違法行為に起因する本件各報道により大きく毀損されたと認められる。

本件各事件は、前記前提事実(6)オ、(7)のとおり、公訴棄却となり、そのこともマスメディアを通じ広く報道されているが（甲 1 0 9、1 1 0）、このことを踏まえても、上記のとおり原告会社が本件各報道により受けた影響の大きさ、被告らの違法行為の内容、原告会社が本件各事件の弁護や信用回復のために要した営業上の労力などの諸般の事情も併せて考慮すると、被告らの違法行為に起因する本件各報道により原告会社の信用が毀損されたことによる損害額は 1 0 0 0 万円とするのが相当である。

イ 原告会社が要した実験費用 2 0 7 3 万 5 8 4 3 円

原告会社は、本件各事件で原告会社及び原告大川原ら 3 名が本件公訴提起されたことから、公判での訴訟上の防御活動として、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに該当する性能を有しないことを立証するため、本件各噴霧乾燥器の同型機を用いて 7 2 回（本件噴霧乾燥器 1（2 6 回）、本件噴霧乾燥器 2（4 6 回））の実験（以下「本件原告会社実験」という。）を実施したことが認められる（甲 1 5 ないし 2 2 の 2、弁論の全趣旨）。

本件原告会社実験は、被告らの違法な本件逮捕及び勾留請求並びに本件公訴提起による刑事手続に対する防御活動として行われたものであるから、

実験に要した使用料相当額（1040万円）、試験機材等購入費（199万7964円）、経費を含む人件費（833万7879円）の全額である合計2073万5843円を原告会社の損害と認めるのが相当である（甲119ないし124の7）。

5 したがって、本件原告会社実験に要した費用の合計2073万5843円は、原告会社の損害である。

ウ 刑事弁護費用 6332万3242円

原告会社は、本件各事件に係る原告会社及び原告大川原ら3名の刑事弁護を和田倉門法律事務所の高田剛弁護士ら（以下「高田弁護士ら」という。）に依頼し、令和2年4月から令和3年8月まで、その前月に発生した本件各事件の刑事弁護費用として合計6332万3242円（令和2年3月から令和3年7月までの刑事弁護費用）を支払ったと認められる（甲125の1ないし126の17）。

原告会社の高田弁護士らへの刑事弁護費用の支払は、被告らの違法な本件逮捕及び勾留請求並びに公訴提起がなければ、本来は必要のない支払であるから、原告会社が高田弁護士らに支払った刑事弁護費用は原告会社の損害と認めるのが相当である。

したがって、原告会社が高田弁護士らに支払った刑事弁護費用の合計6332万3242円は、原告会社の損害である。

20 エ 原告大川原ら3名に支払った報酬 被告国 4185万8064円
被告都 4401万9353円

原告会社は、原告大川原ら3名が、逮捕・勾留請求による身柄拘束又は保釈後の保釈条件（前提事実(5)オ）により業務遂行が困難となった期間、同人らに対して報酬を支払っているが（甲115の1ないし118の17）、その対価としての役務提供を受けることは事実上不可能であったものと認められる。原告会社は、被告らの違法な本件逮捕及び勾留請求並び

に本件公訴提起がなければ、原告大川原ら3名から支払った報酬に対する
役務提供を受けることができたはずであるから、同人らへの報酬の支払は、
原告会社の損害と認めるのが相当である。

したがって、原告会社が原告大川原ら3名に支払った報酬（令和2年3
5 月分から令和3年7月分、ただし令和2年3月分は同月11日以降の報酬
額に限る。）の合計4401万9353円（原告大川原3178万870
9円、亡相嶋20万3225円、及び原告島田1202万7419円）は、
原告会社の損害である（いずれも1円未満切捨て）。

なお、原告会社が支払った報酬に係る損害は、被告都の違法行為との間
10 ではその全額が相当因果関係を認められるが、被告国の違法行為との相当
因果関係が認められる範囲は、第1事件に係る公訴提起日である令和2年
3月31日以降に生じたもののみであり、その額は合計4185万806
4円（原告大川原3046万6129円、亡相嶋9677円及び原告島田
1138万2258円）である（いずれも1円未満切捨て）。

15	オ 小計	被告国1億3591万7149円
		被告都1億3807万8438円
	カ 本件訴訟の弁護士費用	被告国 1360万0000円
		被告都 1380万0000円

本件事案の内容、訴訟の経緯及び原告会社に生じた損害等に照らせば、
20 被告国の違法行為と相当因果関係を有する弁護士費用相当の損害額は13
60万円、被告都の違法行為と相当因果関係を有する弁護士費用相当の損
害額は1380万円とそれぞれ認めるのが相当である。

	キ 小括	被告国1億4951万7149円
		被告都1億5187万8438円

25 以上によれば、被告国は、原告会社に対し、被告都と連帯して合計1億
4951万7149円の損害賠償義務を、被告都は、原告会社に対し、合

計1億5187万8438円（ただし、1億4951万7149円の限度で被告国と連帯して）の損害賠償義務を負う。

(2) 原告大川原

ア 経済的損害 240万0000円

原告大川原は、被告らの違法行為により身柄を拘束され、保釈後も保釈条件（前提事実(5)オ）により原告会社の代表取締役としての業務の遂行が困難となったことで、第1事件に係る本件逮捕以前から令和3年3月まで受け取っていた代表取締役としての月額205万円の報酬が同年4月分から同年7月分までは月額145万と減額された（甲115の1ないし17）。原告大川原は、被告らの違法行為がなければ、令和3年4月分から同年7月まで月額205万円、合計820万円を得られたはずであるから、実際に得た報酬額580万円との差額240万円は、原告大川原の損害と認めるのが相当である。

イ 慰謝料 被告国280万0000円
被告都300万0000円

原告大川原は、令和2年3月11日から令和3年2月5日までの332日間もの長期間にわたり身柄を拘束され、第1事件に係る本件公訴提起日である令和2年3月31日から公訴棄却決定がされる令和3年8月2日まで490日間被告人としての地位に立たされた（前提事実(4)ウ、エ、(5)ア、イ、オ、(7)）。また、原告大川原は、保釈された後も保釈条件により原告会社への立入りや関係者との接触を制限され、実質的に代表取締役としての業務ができない状況を余儀なくされた。更に、本件各報道では、上記のとおり原告大川原の実名も報道されていることなど、本件に現れた事情に鑑みれば、被告らの違法行為によって原告大川原が被った精神的苦痛を慰謝するための金額は、300万円と認めるのが相当である。

なお、原告大川原の精神的苦痛に係る損害は、被告都の違法行為との間

ではその全額が相当因果関係を認められるが、被告国の違法行為との相当因果関係が認められる範囲は、第1事件に係る本件公訴提起日である令和2年3月31日以降に生じたもののみであり、その額は280万円と認めるのが相当である。

5 ウ 刑事補償法に基づく補償金（以下「刑事補償」という。）の控除後の損害額

被告国105万0000円

被告都125万0000円

10 (ア) 被告国の違法行為と相当因果関係が認められるのは上記ア及びイの合計額の520万円となること、刑事補償として交付を受けた415万円を控除すると、原告大川原の損害額は被告国との関係では105万円となる。

15 (イ) 被告都の違法行為と相当因果関係が認められるのは上記ア及びイの合計額の540万円となること、刑事補償として交付を受けた415万円を控除すると、原告大川原の損害額は被告都との関係では125万円となる。

エ 本件訴訟の弁護士費用

被告国10万5000円

被告都12万5000円

20 本件事案の内容、訴訟の経緯及び原告大川原に生じた損害等に照らせば、被告国の違法行為と相当因果関係を有する弁護士費用相当の損害額は10万5000円、被告都の違法行為と相当因果関係を有する弁護士費用相当の損害額は12万5000円の範囲でそれぞれ認めるのが相当である。

オ 小括

被告国1,15万5000円

被告都137万5000円

25 以上によれば、被告国は、原告大川原に対し、被告都と連帯して合計1,15万5000円の損害賠償義務を、被告都は、原告大川原に対し、合計1,37万5000円（ただし、1,15万5000円の限度で被告国

と連帯して)の損害賠償義務を負う。

(3) 原告島田

ア 経済的損害

465万0000円

原告島田は、被告らの違法行為により身柄を拘束され、保釈後も保釈条件（前提事実(5)オ）により原告会社の取締役としての業務の遂行が困難となったことで、第1事件に係る本件逮捕以前から令和2年6月まで受け取っていた取締役としての月額100万円の報酬が同年7月分から月額75万円と減額され、令和3年4月からは嘱託従業員となり報酬は月額40万円となった（甲118の1ないし17、原告島田（甲162〔1頁〕））。原告島田は、被告らの違法行為がなければ、令和2年7月から令和3年7月まで月額100万円、合計1300万円を得られたはずであるから、実際に得た報酬額835万円との差額465万円は、原告島田の損害と認めるのが相当である。

イ 慰謝料

被告国280万0000円

被告都350万0000円

(ア) 原告島田は、令和2年3月11日から令和3年2月5日までの332日間もの長期間にわたり身柄を拘束され、第1事件に係る本件公訴提起日である令和2年3月31日から公訴棄却決定がされる令和3年8月2日まで490日間被告人としての地位に立たされた（前提事実(4)ウ、エ、(5)ア、イ、オ、(7)）。また、原告島田は、保釈された後も保釈条件により原告会社への立入や関係者との接触が制限され、実質的に取締役としての業務ができない状況となり、嘱託従業員となった。さらに、本件各報道で、上記のとおり、原告島田の実名も報道されていることなど、本件に現れた事情に鑑みれば、被告らの違法行為（本件各事件に係る被告らの違法な本件逮捕及び勾留請求並びに本件公訴提起によるもの）によって原告島田が被った精神的苦痛を慰謝するための金額は、300万円

と認めるのが相当である。

なお、原告島田の上記精神的苦痛に係る損害は、被告都の違法行為との間ではその全額が相当因果関係を認められるが、被告国の違法行為との相当因果関係が認められる範囲は、第1事件に係る本件公訴提起日である令和2年3月31日以降に生じたもののみであり、その額は280万円と認めるのが相当である。

(イ) 原告島田は、争点(6)、(7)のとおり、■■■■警部補による偽計を用いた取調べにより、本件要件ハの殺菌の意味を誤解させられて本件各噴霧乾燥器が本件要件ハの殺菌ができる性能を持っていることを認める趣旨の供述調書や、発言していない内容を記載した弁解録取書に署名指印させられており、本件に現れた事情に鑑みれば、原告島田が■■■■警部補による違法な取調べで被った精神的苦痛を慰謝するための金額は、50万円と認めるのが相当である。

ウ 刑事補償の控除後の損害額
被告国 330万0000円
被告都 400万0000円

(ア) 被告国の違法行為と相当因果関係が認められるのは上記ア及びイの合計額の745万円となるところ、刑事補償として交付を受けた415万円を控除すると、原告島田の損害額は被告国との関係では330万円となる。

(イ) 被告都の違法行為と相当因果関係が認められるのは上記ア及びイの合計額の815万円となるところ、刑事補償として交付を受けた415万円を控除すると、原告島田の損害額は被告都との関係では400万円となる。

エ 本件訴訟の弁護士費用
被告国 33万0000円
被告都 40万0000円

本件事案の内容、訴訟の経緯及び原告島田に生じた損害等に照らせば、

被告国の違法行為と相当因果関係を有する弁護士費用相当の損害額は33万円、被告都の違法行為と相当因果関係を有する弁護士費用相当の損害額は40万円の範囲でそれぞれ認めるのが相当である。

オ 小括 被告国 363万0000円
被告都 440万0000円

以上によれば、被告国は、原告島田に対し、被告都と連帯して合計363万円の損害賠償義務を、被告都は、原告島田に対し、合計440万円（ただし、363万円の限度で被告国と連帯して）の損害賠償義務を負う。

(4) 原告■■■■、原告■■■■及び原告■■■■（以下、上記3名を併せて「原告■■■■ら」という。）

ア 亡相嶋の経済的損害 194万5161円

亡相嶋は、被告らの違法行為により身柄を拘束され、顧問としての業務の遂行が困難となったことで、令和2年3月31日をもって原告会社との顧問契約が終了となった（甲116、117）。亡相嶋は、被告らの違法行為がなければ、亡相嶋の病状の把握のため勾留執行停止が決定され、勾留の執行が停止される日の前日である同年10月15日（甲51）までは原告会社の顧問として月額30万円を得られていたはずであるから、本来得られた同年4月1日から同年10月15日までの報酬額194万5161円（1円未満切捨て）は、亡相嶋の損害として認めるのが相当である。

イ 亡相嶋の慰謝料 被告国 380万0000円
被告都 400万0000円

亡相嶋は、令和2年3月11日から勾留の執行が停止される同年10月16日までの220日間もの長期間にわたり身柄を拘束され、その後も勾留執行停止状態が続く中、令和3年2月7日、被告人としての地位のまま死亡した（前提事実(4)ウ、エ、(5)アないしエ、カ）。亡相嶋は、違法な本件逮捕及び勾留請求により、体調に異変があった際、直ちに医療機関を受

診できないなどの制約を受けるだけでなく、勾留執行停止という不安定な立場の中で治療を余儀なくされていた。さらに、本件各報道により実名を含む報道をされていた中、公訴棄却の事実も知らぬまま死亡したことなど、本件に現れた事情に鑑みれば、被告らの違法行為によって亡相嶋が被った精神的苦痛を慰謝するための金額は、400万円と認めるのが相当である。

なお、亡相嶋の精神的苦痛に係る損害は、被告都の違法行為との間ではその全額が相当因果関係を認められるが、被告国の違法行為との相当因果関係が認められる範囲は、第1事件に係る本件公訴提起日である令和2年3月31日以降に生じたもののみであり、その額は380万円と認めるのが相当である。

ウ 刑事補償の控除後の損害額 被告国 277万0161円

被告都 297万0161円

(ア) 被告国の違法行為と相当因果関係が認められるのは上記ア及びイの合計額の574万5161円となる。ところ、刑事補償として交付を受けた297万5000円を控除すると、亡相嶋の損害額は被告国との関係では277万0161円となる。

(イ) 被告都の違法行為と相当因果関係が認められるのは上記ア及びイの合計額の594万5161円となる。ところ、刑事補償として交付を受けた297万5000円を控除すると、亡相嶋の損害額は被告都との関係では297万0161円となる。

エ 原告■■■■らの相続

原告■■■■ 被告国 138万5080円

被告都 148万5080円

原告■■■■、原告■■■■ 被告国 69万2540円

被告都 74万2540円

亡相嶋の損害額は、被告国については277万0161円、被告都につ

いては297万0161円となるところ、亡相嶋の相続により、原告■■■■は、このうち法定相続分2分の1の割合による被告国について138万5080円（1円未満切捨て）を、被告都について148万5080円（1円未満切捨て）を、原告■■■■及び原告■■■■は、それぞれ法定相続分4分の1の割合による被告国について69万2540円、被告都について74万2540円を取得したものと認められる。

オ 原告■■■■らの固有の慰謝料

原告■■■■ 50万0000円

原告■■■■、原告■■■■ 25万0000円

原告■■■■らは、被告らの違法行為により、亡相嶋が勾留され、その後、勾留の執行停止がされるも身柄拘束がいつ再開されるかわからない不安定な状態の中、亡相嶋との最期の時間を過ごすことを余儀なくされた。原告■■■■らは、夫であり父である亡相嶋との最期を平穩に過ごすという機会を被告らの違法行為により奪われたのであるから、このことにより原告■■■■らが被った精神的苦痛を慰謝するための金額は、原告■■■■は50万円、原告■■■■及び原告■■■■はそれぞれ25万円と認めるのが相当である。

カ 小計

原告■■■■	被告国	188万5080円
	被告都	198万5080円
原告■■■■、■■■■	被告国	94万2540円
	被告都	99万2540円

キ 本件訴訟の弁護士費用

(ア) 原告■■■■

	被告国	18万8500円
	被告都	19万8500円

本件事案の内容、訴訟の経緯、並びに亡相嶋及び原告■■■■に生じた損害等に照らせば、被告国の違法行為と相当因果関係を有する弁護士費用相当の損害額は18万8500円、被告都の違法行為と相当因果関係

を有する弁護士費用相当の損害額は19万8500円とそれぞれ認めるのが相当である。

(イ) 原告 [] 及び原告 [] 被告国 9万4200円
被告都 9万9200円

5 本件事案の内容、訴訟の経緯並びに亡相嶋、原告 [] 及び原告 [] に生じた損害等に照らせば、原告 [] 及び原告 [] にそれぞれにつき、被告国の違法行為と相当因果関係を有する弁護士費用相当の損害額は9万4200円、被告都の違法行為と相当因果関係を有する弁護士費用相当の損害額は9万9200円と認めるのが相当である。

10 ク 小括 被告国 原告 [] 207万3580円
原告 []、原告 [] 103万6740円
被告都 原告 [] 218万3580円
原告 []、原告 [] 109万1740円

15 以上によれば、被告国は、原告 [] に対し、被告都と連帯して合計207万3580円の損害賠償義務を、原告 [] 及び原告 [] に対し、それぞれ合計103万6740円の損害賠償義務を、被告都は、原告 [] に対し、合計218万3580円（ただし、207万3580円の限度で被告国と連帯して）の損害賠償義務を、原告 [] 及び原告 [] に対し、被告都と連帯してそれぞれ合計109万1740円（ただし、103万6740円の限度で被告国と連帯して）の損害賠償義務を負う。

20 6 まとめ

原告らが被告らに対して請求できる損害額は次のとおりである。

(1) 被告国（いずれも被告都と連帯）

25 ア 原告会社 1億4951万7149円
イ 原告大川原 115万5000円
ウ 原告島田 363万0000円

エ 原告 [redacted] 207万3580円
オ 原告 [redacted] 103万6740円
カ 原告 [redacted] 103万6740円

(2) 被告都

5 ア 原告会社 1億5187万8438円

(ただし、1億4951万7149円の限度で被告国と連帯)

イ 原告大川原 137万5000円

(ただし、115万5000円の限度で被告国と連帯)

ウ 原告島田 440万0000円

10 (ただし、363万円の限度で被告国と連帯)

エ 原告 [redacted] 218万3580円

(ただし、207万3580円の限度で被告国と連帯)

オ 原告 [redacted] 109万1740円

(ただし、103万6740円の限度で被告国と連帯)

15 カ 原告 [redacted] 109万1740円

(ただし、103万6740円の限度で被告国と連帯)

第4 結論

以上によれば、原告らの請求は主文の限度でいずれも理由があるからその限度
でこれらを認容し、その余の請求はいずれも理由がないからこれらを棄却するこ
20 ととして、主文のとおり判決する。なお、仮執行宣言については、相当でないか
らこれを付さないこととする。

東京地方裁判所民事第34部

25 裁判長裁判官

桃崎剛

裁判官

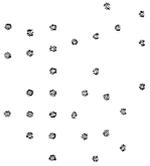
板場敦子

5

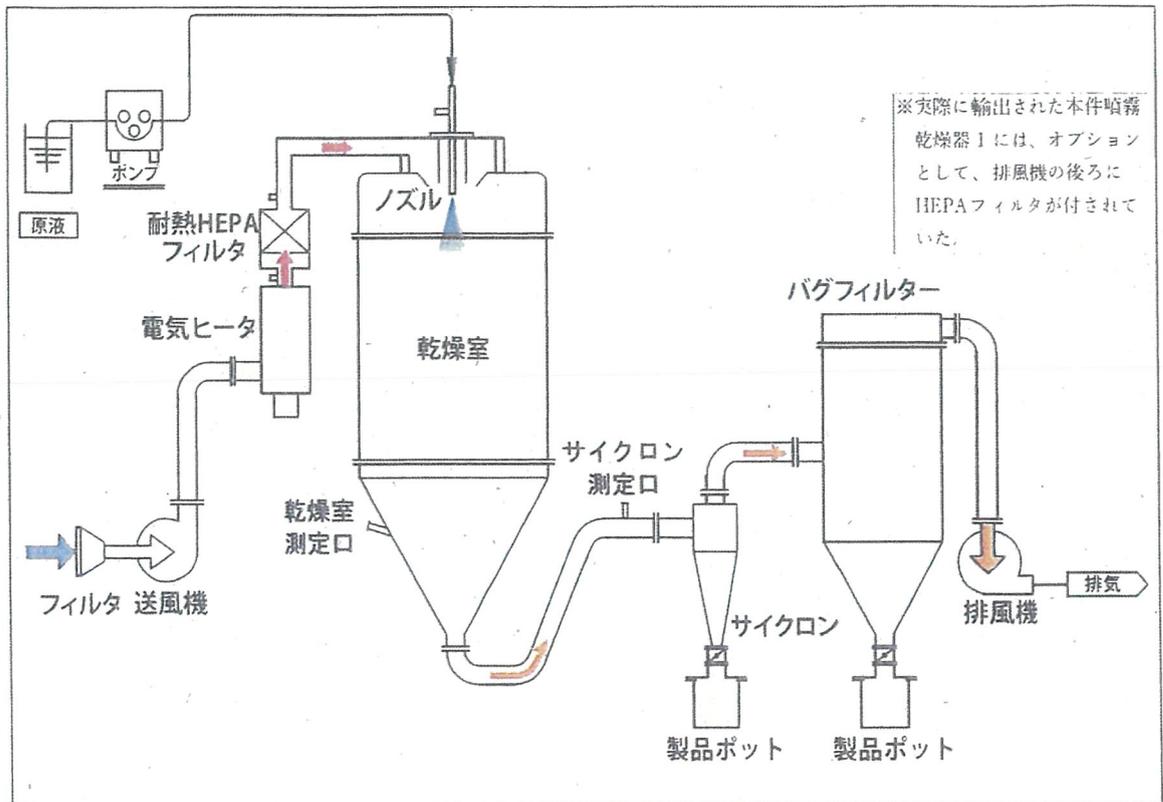
裁判官平野貴之は、転補のため、署名押印することができない。

裁判長裁判官

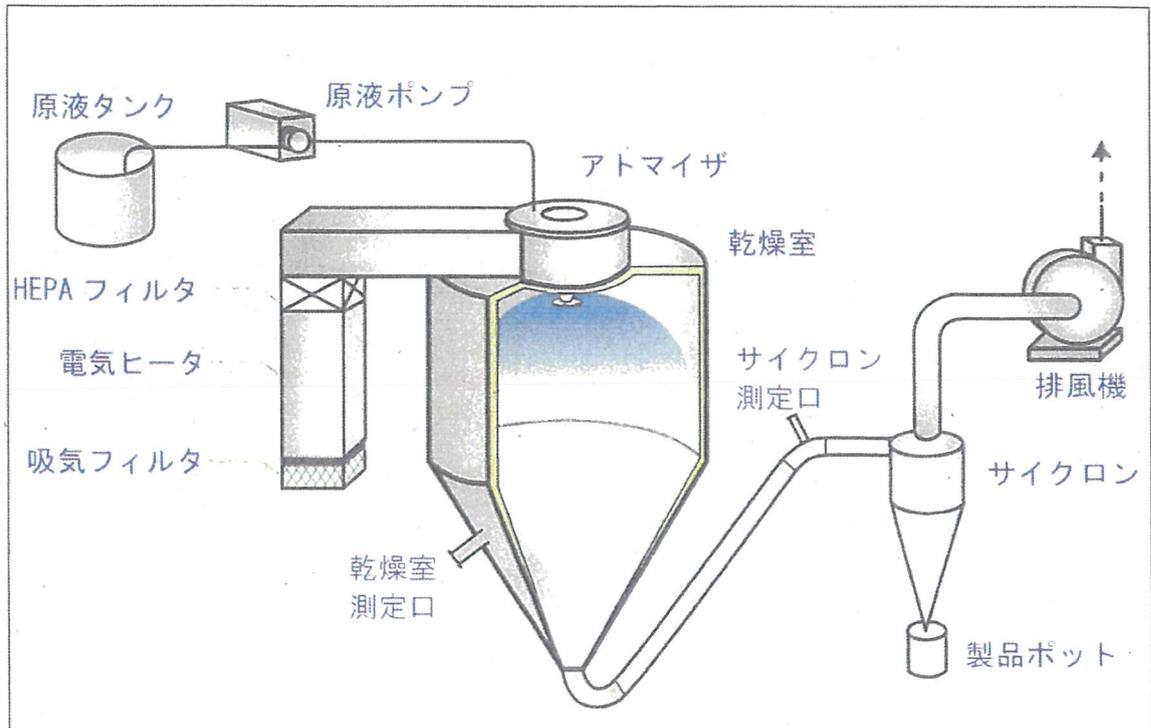
桃崎剛



本件噴霧乾燥器 1 (RL-5 型)・基本モデル図



本件噴霧乾燥器 2 (L-8i 型) ・基本モデル図



これは正本である。

令和 5 年 1 月 2 7 日

東京地方裁判所民事第 3 4 部

裁判所書記官 中 川 浩

